

第6次日高市総合計画 後期基本計画 (案)

日 高 市

【目 次】

I 総 論.....	1
1. 後期基本計画策定の趣旨	1
2. 後期基本計画の策定方針	2
3. 総合計画の構成と期間	3
4. 第6次日高市総合計画基本構想.....	5
5. 市民参加・策定体制	10
6. 後期基本計画の位置付け、期間及び構成について	12
7. 本市の概況	13
(1)将来人口推計	13
(2)財政状況	14
(3)市民意識調査結果	16
8. 昨今の社会経済情勢	18
9. 持続可能なひだかづくりへの8つの重点事項.....	19
10. 行政評価.....	23
II 後期基本計画	24
1. 施策と施策の展開一覧(施策体系).....	24
2. 施策の見方	29
3. 分野別施策	30
基本方針1 健やかに暮らし互いを認め合い支え合えるまちをつくる	31
施策1 人権・男女共同参画.....	32
施策2 国際化・多文化共生	34
施策3 地域福祉	36
施策4 障がい者福祉	38
施策5 高齢者福祉.....	40
施策6 健康づくり.....	42
基本方針2 安全で快適に暮らせるまちをつくる	45
施策7 交通	46
施策8 危機管理・防災・防犯.....	48
施策9 道路・河川	50
施策10 都市づくり.....	52
施策11 水道.....	54
施策12 下水道	56
基本方針3 子どもがのびのびと成長し地域の絆で育むまちをつくる	59
施策13 子育て支援.....	60
施策14 学校教育	62
施策15 青少年健全育成	64
基本方針4 豊かな自然と調和したまちをつくる	67
施策16 生活環境	68
施策17 自然環境	70
施策18 循環型社会.....	72
基本方針5 魅力にあふれ活気に満ちたまちをつくる.....	75
施策19 農林業	76
施策20 商工業.....	78

施策 21 観光.....	80
基本方針6 生涯にわたり生きがいを持って学べるまちをつくる	83
施策 22 生涯学習・社会教育	84
施策 23 歴史・文化	86
基本方針7 信頼される行政運営を推進するまちをつくる	89
施策 24 市民参加・情報共有	90
施策 25 行政運営.....	92
施策 26 財政運営.....	94
Ⅲ 資料編.....	96

I 総論

1. 後期基本計画策定の趣旨

令和3年3月に「第6次日高市総合計画」を策定し、総合計画基本構想（令和3年度～令和12年度）において『誰もが安心して住み続けられる ふれあい清流文化都市 日高』を将来都市像に掲げ、7つの「まちづくりの基本方針」を定め、各種施策を総合的に進めています。

基本構想を踏まえた前期基本計画の計画期間が、令和7年度をもって終了することから、前期基本計画の検証及び評価を行い、基本構想の実現に向け令和8年度から令和12年度までの5年間の計画期間とする「後期基本計画」を策定しました。

2. 後期基本計画の策定方針

後期基本計画の策定に当たっては、社会経済情勢の変化や本市の概況を踏まえ、総合計画基本構想における将来都市像『誰もが安心して住み続けられる ふれあい清流文化都市 日高』の実現に向け、次の6つを策定方針としました。

(1)多様な市民参加機会の創出

市民参加条例に基づき、市民の意見を市政に反映させるため、様々な市民参加の機会を設けます。

(2)持続可能な地域づくりと人口対策

環境への負荷を極力軽減し、自然と人間との共生が確保され、災害に強く、将来にわたって健康で生き生きと幸せに暮らすことができる地域づくりを進めるとともに、人口を維持できるよう各種事業を総合的に展開する計画とします。

(3)SDGsと地方創生の推進

官民連携を強化し、令和12年（2030年）までの国際目標であるSDGsの達成に向けた取組を更に進めるとともに、歴史や文化、自然環境、産業など、地域の特性や強みを生かした地方創生を着実に進める計画とします。

(4)効率的な行政運営の推進

厳しい財政状況にあっても、様々な行政課題に対応し、安定的かつ効率的な市政運営のため、DX（デジタル・トランスフォーメーション）や行政改革を積極的に進める計画とします。

※DX：ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

(5)市民に分かりやすい計画づくり

具体的な数値目標を設定して計画の達成・進捗状況を可視化するとともに、計画の構成やレイアウトを工夫し、シンプルで分かりやすいものとします。

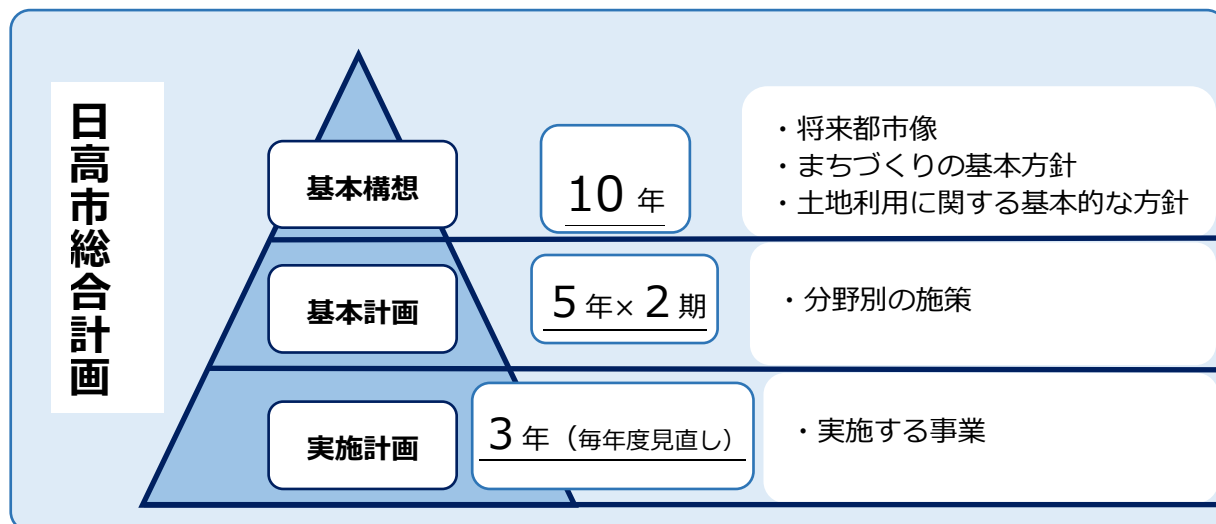
(6)重点項目の設定と効果的な行政評価

重点項目を定め、メリハリのある計画とするとともに、現在の行政評価制度を見直し、効率的かつ効果的な行政サービスの提供を目指すものとします。

3. 総合計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成し、目標年度を令和12年度（2030年度）とします。

図 第6次日高市総合計画の構成



(1)基本構想

市の目指す将来都市像とそれを実現するためのまちづくりの基本方針等を示したものです。

計画期間 令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）までの10年間

(2)基本計画

基本構想に基づき、分野ごとに施策の体系とその内容を示したものです。

計画期間

前期 令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間

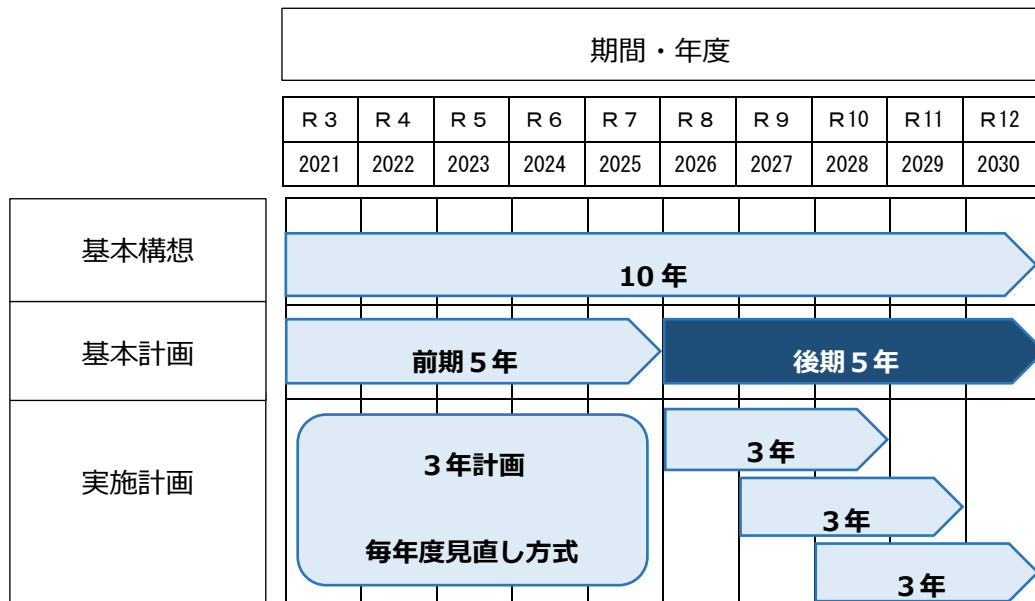
後期 令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間

(3)実施計画

基本計画に基づき、具体的に実施する事業を定めたものです。

計画期間 3年間（毎年度見直し方式）

図 第6次日高市総合計画の期間



4. 第6次日高市総合計画基本構想

1. 将来都市像

これまでに経験したことのない少子高齢化の進行により、10年後、本市の人口は51,000人を割り込むと予想されています。人口規模の縮小が予想される中においても、市民が笑顔で豊かな生活を送れるよう、本市のまちづくりの方向性を明らかにし、これを市民と共有していくことが大切です。笑顔あふれる日高市を築いていくために、市民憲章、都市宣言、市勢や特性、市民の意見を踏まえ、10年後に目指すべき本市の将来都市像を次のとおり定めます。

〈将来都市像〉

誰もが安心して住み続けられる ふれあい清流文化都市 日高

～誰もが～

(1)「誰ひとり取り残さないまち」

子どもから高齢者まで、性別や国籍、障がいの有無、個人や法人にかかわらず、誰もが住みやすいまち

～安心して～

(2)「安心なまち」

災害に強くて、事件や事故が起こりにくく、子育てや老後の心配をすることなく、心身ともに健康やかに暮らせるまち

～住み続けられる～

(3)「住み続けられるまち」

生活を支える基盤と利便性が確保され、都市機能の集約と産業の活性化や雇用を創出し、環境負荷の少ない持続可能なまち

～ふれあい清流文化都市～

(4)「ふれあい清流文化都市」

地域での共育※や支え合いにより心に潤いと安らぎを与え、カワセミが飛ぶ豊かな自然と歴史・伝統・文化を大切にし、特色ある産業や観光を育むまち

※共育…学校・家庭・地域等が一体となって教育を行い、受ける側と共に学び成長するという考え方

2. まちづくりの基本方針

本市の将来都市像「誰もが安心して住み続けられる ふれあい清流文化都市 日高」を実現するために、7つの「まちづくりの基本方針」を定めて各種施策を総合的に進めます。

〈将来都市像〉

誰もが安心して住み続けられる ふれあい清流文化都市 日高

基本方針1

健やかに暮らし互いを認め合い
支え合えるまちをつくる

基本方針2

安全で快適に暮らせる
まちをつくる

基本方針3

子どもがのびのびと成長し
地域の絆で育むまちをつくる

基本方針4

豊かな自然と調和した
まちをつくる

基本方針5

魅力にあふれ活気に満ちた
まちをつくる

基本方針6

生涯にわたり生きがいを持って
学べるまちをつくる

基本方針7

信頼される行政運営を推進する
まちをつくる

【基本方針 1】 健やかに暮らし互いを認め合い支え合えるまちをつくる

誰もが健やかで自立した生活を送ることができるよう、医療・福祉などの関係機関とも連携して、互いを認め合い、支え合って人の絆を大切に作る地域づくりを目指します。

【基本方針 2】 安全で快適に暮らせるまちをつくる

日常生活を支える快適な住環境を保ち、地域の特性に応じた都市基盤の計画的な整備を実施します。また、犯罪や事故が起こりにくく、災害に強い安全で住み良い環境づくりを目指します。

【基本方針 3】 子どもがのびのびと成長し地域の絆で育むまちをつくる

安心して子育てができ、子どもがのびのびと育つよう、子育てを全力で応援します。また、コミュニティ・スクール[※]を基盤とした小中一貫教育を通して児童生徒の能力と個性を引き出し、自ら考え、自らの手で未来社会を切り拓く力を育むまちを目指します。

※コミュニティ・スクール…学校・家庭・地域が連携・協働して社会全体で教育の支援を行うこと。

【基本方針 4】 豊かな自然と調和したまちをつくる

日和田山や巾着田、高麗川の清流に代表される豊かな自然と共生した暮らしを次世代に継承していくため、自然環境と生活環境の調和を図り、循環型社会の形成に取り組み、環境負荷の少ないまちを目指します。

【基本方針 5】 魅力にあふれ活気に満ちたまちをつくる

本市の恵まれた立地条件を生かし、農業・工業・商業バランスの取れた産業の振興を図ります。また、豊かな自然と市内各地に存在する歴史的財産を生かし、遠足の聖地である高麗郷を中心とした特色ある観光地を目指します。

【基本方針 6】 生涯にわたり生きがいを持って学べるまちをつくる

市民一人一人が高麗郡建郡1300年の歴史ある郷土を愛し、また、自らの持つ能力や経験を最大限に発揮し、地域や社会に生かすことで生涯にわたり喜びをもって学び続け、心豊かに生きることができる社会を目指します。

【基本方針 7】 信頼される行政運営を推進するまちをつくる

時代の変化に柔軟に対応できる持続可能な行政運営と健全な財政運営に努めます。また、行政の透明性を高めるとともに、誰もがまちづくりに参画できる機会を設け、多様化する市民の意見を市政に反映し、市民の視点に立った行政サービスを目指します。

3. 土地利用に関する基本的な方針

(1) 土地利用の基本的な考え方

本市は、首都40km圏に位置し、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）、国道、県道が縦横に通り、鉄道はＪＲ八高線・川越線と西武池袋線が乗り入れ、地域の特性を生かしたまちとして発展してきました。

また、地勢については、東部はなだらかな台地、西部は秩父から連なる丘陵地が県立奥武蔵自然公園となっており、清流高麗川や関東平野が一望できる日和田山など首都近郊にありながら豊かな自然に恵まれています。

土地利用の方向性は、先人から受け継がれたこの自然豊かな大地を後世に引き継ぐとともに、将来にわたって安心、安全で快適に暮らし続けることができる住環境と産業が共生する土地利用を図っていくことが重要です。

一方、今後も全国的な人口減少と高齢化を背景に人口構造が大きく変化していくことが予想されます。これに伴って制度や組織などの社会構造と併せて、土地利用についても適切な対応が必要であることから、将来にわたって持続可能な土地利用を総合的かつ計画的に進めていきます。

(2) 将来土地利用構想

自然と都市の調和を図り、人口減少社会等の課題に対応していくため、これまでの土地利用の基本方針を継承しつつ、以下の地域区分に分類し、総合的かつ計画的な土地利用を進めます。

■住居系地域

安心、安全で快適に暮らせる生活環境を保全し、鉄道駅を中心とする住宅地域や大規模住宅団地など地区の特性に応じて、周辺環境と調和した土地利用を図ります。

■商業系地域

ＪＲ高麗川駅・武蔵高萩駅周辺という地区の特性に応じて、商業・業務機能としての土地利用を誘導します。

■工業系地域

圏央道の整備効果を生かした企業誘致を進めてきており、周辺の住宅や自然環境に配慮し、既存の生産機能に加え、流通機能、研究開発機能などの土地利用を誘導します。

■産業系新市街地地域

圏央道圏央鶴ヶ島インターチェンジに近接する国道407号周辺エリアについては、周辺の住宅や自然環境に配慮し、生産機能、流通機能、研究開発機能、商業機能などの多機能複合型の土地利用を誘導します。

■農業系地域

市中央部から東部にかけての畑作地については、特産の狭山茶、栗、ウド、ブルーベリーなどの栽培が盛んであり、安定した農業経営の確立のため、農業生産の基盤となる優良農地の確保及び有効活用を図ります。

■森林保全地域

市西部は県立奥武蔵自然公園となっており、首都近郊にありながら豊かな自然と魅力ある自然景観を保全し、水源かん養機能、土砂災害防止機能といった多面的機能の維持・確保のため、森林の適切な保全・管理を図ります。

■集落地域

清流高麗川に沿った地域は、歴史的・文化的資源、自然環境に配慮しつつ、居住環境と農業生産活動などの周辺環境と調和した集落地を形成します。

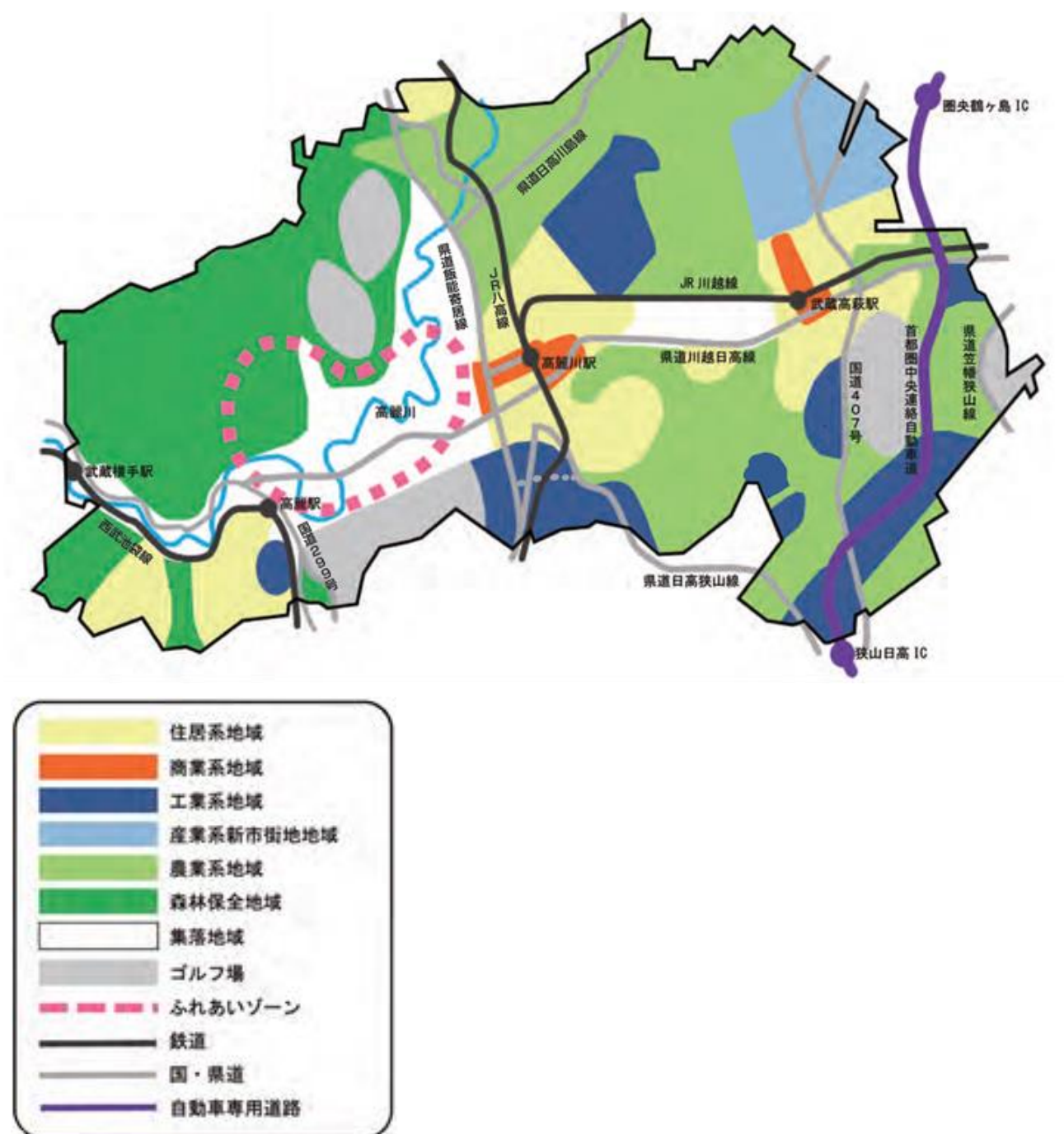
■ゴルフ場

ゴルフ場については、緑地の保全や周辺環境との調和を念頭に置いた維持管理を働かけます。

■ふれあいゾーン

平成29年4月に全国初となる「遠足の聖地」宣言を行いました。市民をはじめ観光客などの憩いの場として、本市が誇る歴史・文化、豊かな自然とのふれあい空間を形成します。

将来土地利用構想図



5. 市民参加・策定体制

【市民参加】

市民参加条例に基づく市民参加手続の方法として、「審議会等の開催」、「市民コメントの実施」、「市民ワークショップの開催」、「学生によるワークショップの開催」、「市民意識調査の実施」を実施しました。

市民ワークショップでは、令和 12 年（2030 年）までの国際目標である S D G s を市民・地域レベルで促進するため、S D G s のゴールごとに「市民・地域で取り組むべきこと」について、意見と提言をいただきました。

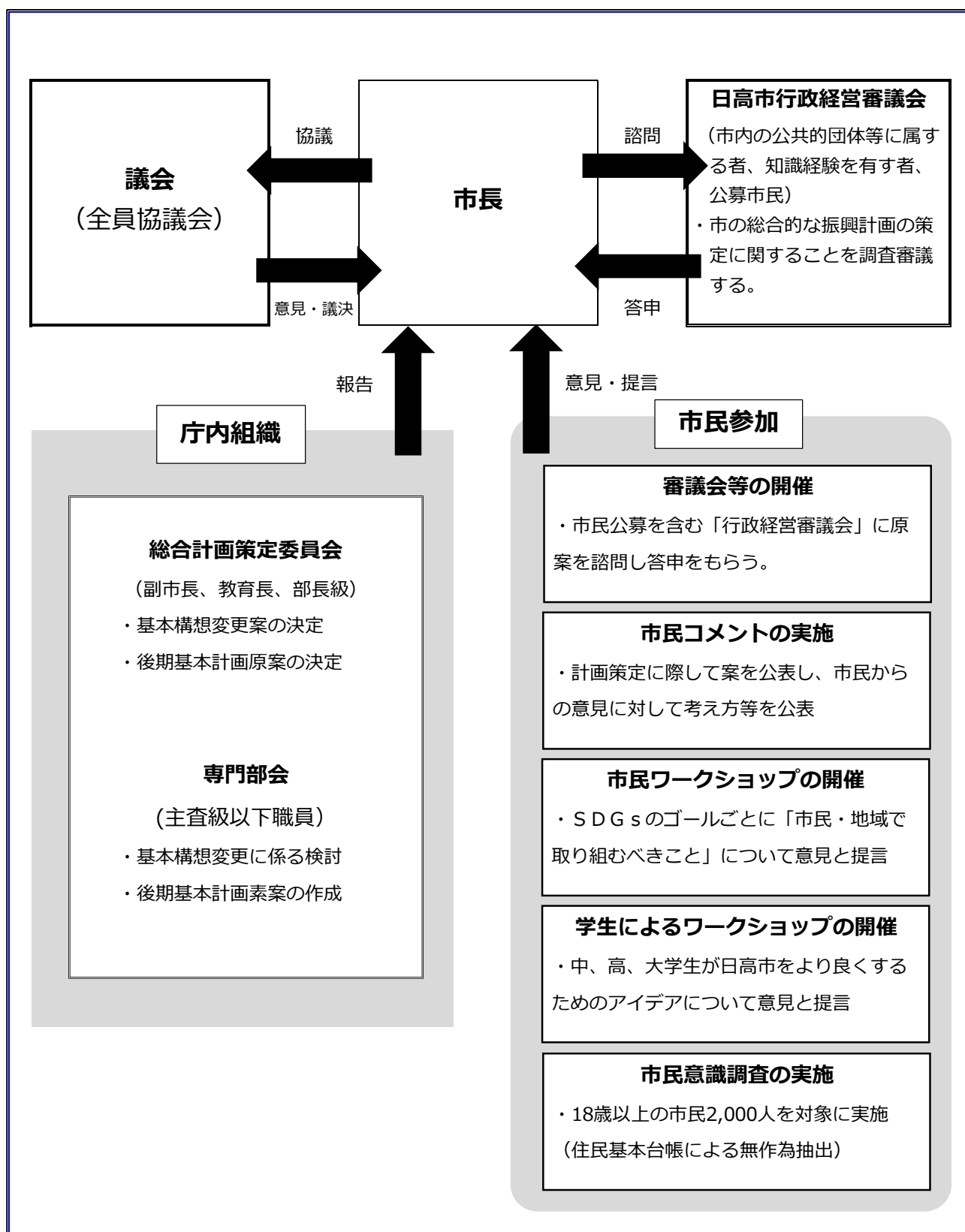
また、若者の意見を施策や事業等に反映するため、中学生、高校生、大学生が参加する学生によるワークショップを開催し、若者が「訪れたくなるまち・活躍できるまち・住み続けたいなるまち」にするためのアイデア等について、意見と提言をいただきました。

【庁内組織】

総合計画策定委員会は、日高市総合計画策定委員会規程に基づく副市長、教育長、部長級職員を委員とする庁内組織で、基本構想変更案及び後期基本計画原案を決定しました。

また、策定委員会の下部組織の専門部会は、主査級以下職員で構成し、基本構想変更に係る検討及び後期基本計画素案の作成を行い、策定委員会に提出しました。

図 第6次日高市総合計画後期基本計画の策定体制



6. 後期基本計画の位置付け、期間及び構成について

第6次日高市総合計画における後期基本計画は、基本構想の「まちづくりの基本方針」を具体化し、「将来都市像」を実現するための分野別の施策を体系的に定めるものです。

前期基本計画の計画期間が、令和7年度をもって終了するため、後期基本計画の計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

また、後期基本計画の構成を「施策」と「施策の展開」の2層構造とし、前期基本計画の振り返りを踏まえ、26の「施策」と施策を実現するための具体的な方策として82の「施策の展開」を定めます。

前期基本計画においては、「日高市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体化し、リーディングプロジェクトとして位置付けていました。後期基本計画においては、82の施策の展開のうち、以降に掲げる本市の概況、昨今の社会経済情勢を踏まえて、持続可能な日高市の実現を目指すため、SDGsを一体的に推進し、特に重点的に推進していくものを「持続可能なひだかづくりへの8つの重点事項」として位置付け、取り組んでいきます。

また、分野別施策においては、市民ワークショップにおける意見・提言の中から、『SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」』を明記するとともに、行政や市民、地域が一体となって、取り組んでいくことを目指します。

SDGsとは

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

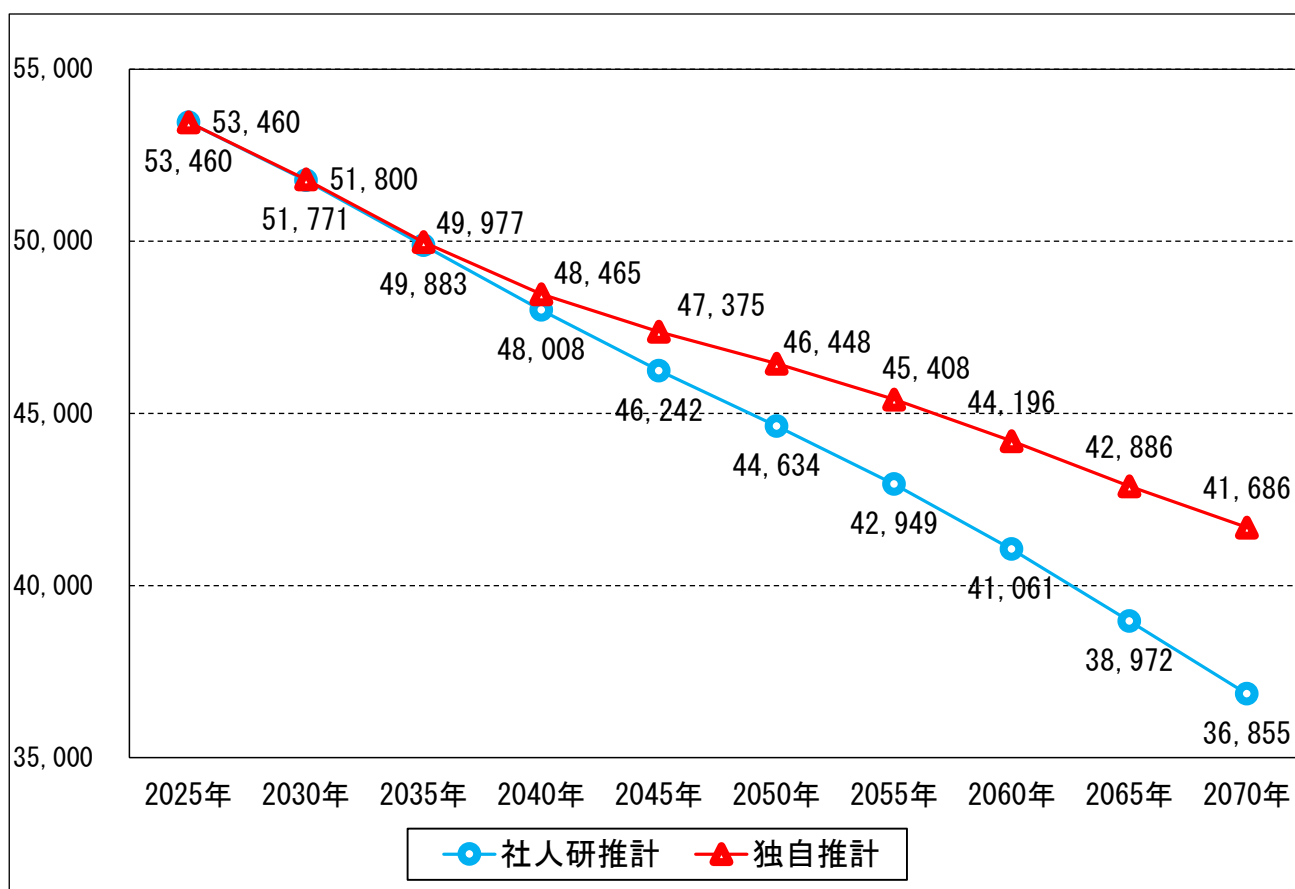


7. 本市の概況

(1) 将来人口推計

本市の総人口は、平成23年（2011年）以降減少傾向にあり、令和2年の国勢調査による人口は54,571人となっています。国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」といいます。）の将来人口推計によると、第6次日高市総合計画の最終年次である令和12年（2030年）には、51,771人となり、人口減少が進行することが予想されます。また、各施策を着実に実行し、人口減少の抑制を図ることによって、令和12年（2030年）の人口を51,800人と独自に推計しました。

図 日高市の将来人口推計（単位：人）



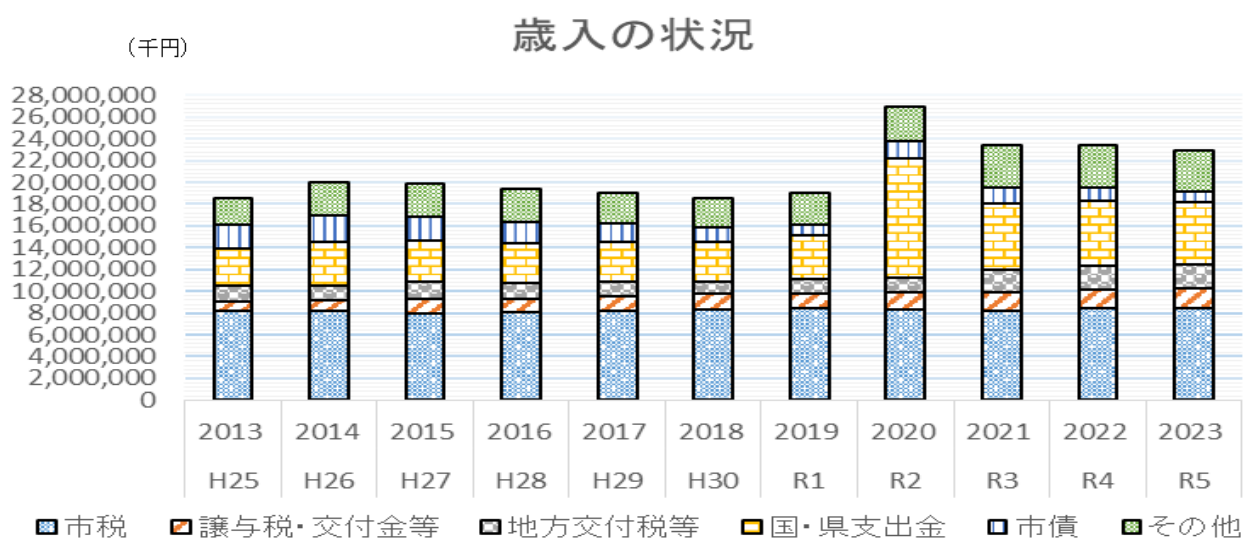
出典：日高市人口ビジョン

(2)財政状況

令和元年度以降、歳入、歳出ともに増加傾向にあります。歳入の主な増加要因は、国・県支出金や地方交付税等の増加によるものです。歳出の主な増加要因は、扶助費や物件費の増加によるものです。

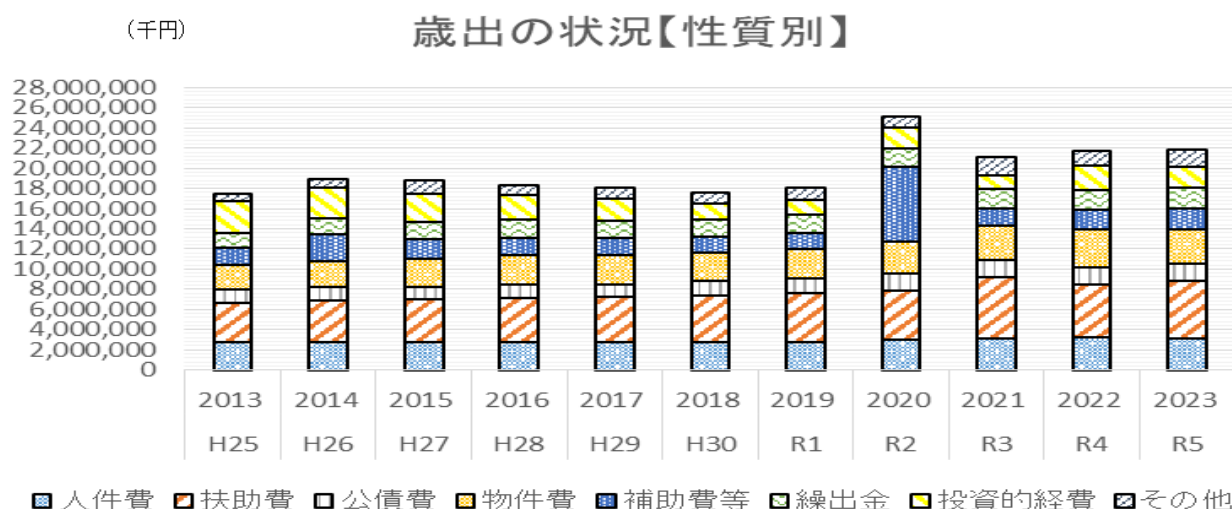
また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率※については、90%を超えている年度がほとんどです。経常的に収入される一般財源のうち9割以上の使用用途が決まっていて、財政が硬直化している状況にあります。歳入一般財源の多くは、市税や地方交付税であるため、これらが減少した場合、市の財政状況が悪化することが予想されます。人口減少や少子高齢化等に伴い、財政構造が変化することが懸念されるため、引き続き、事業の実施については、慎重な取捨選択が必要となります。

図 歳入の状況



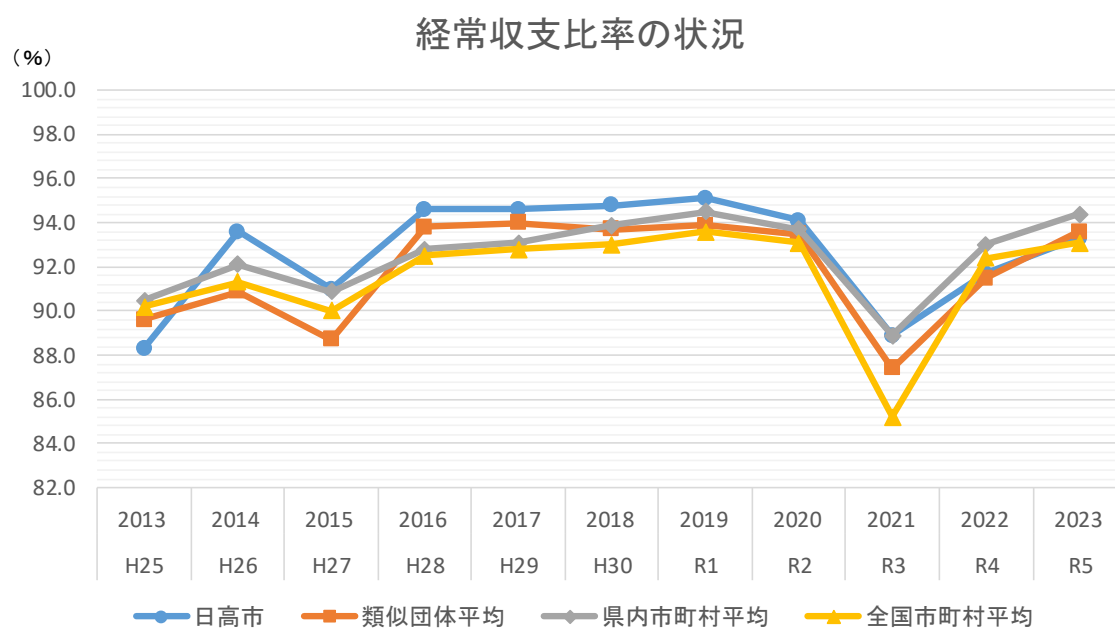
出典：総務省市町村決算カード

図 歳出の状況【性質別】



出典：総務省市町村決算カード

図 経常収支比率の状況



出典：総務省財政状況資料集・総務省市町村普通会計決算の概要・総務省市町村決算カード

※経常収支比率…地方税、普通交付税のように使途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合

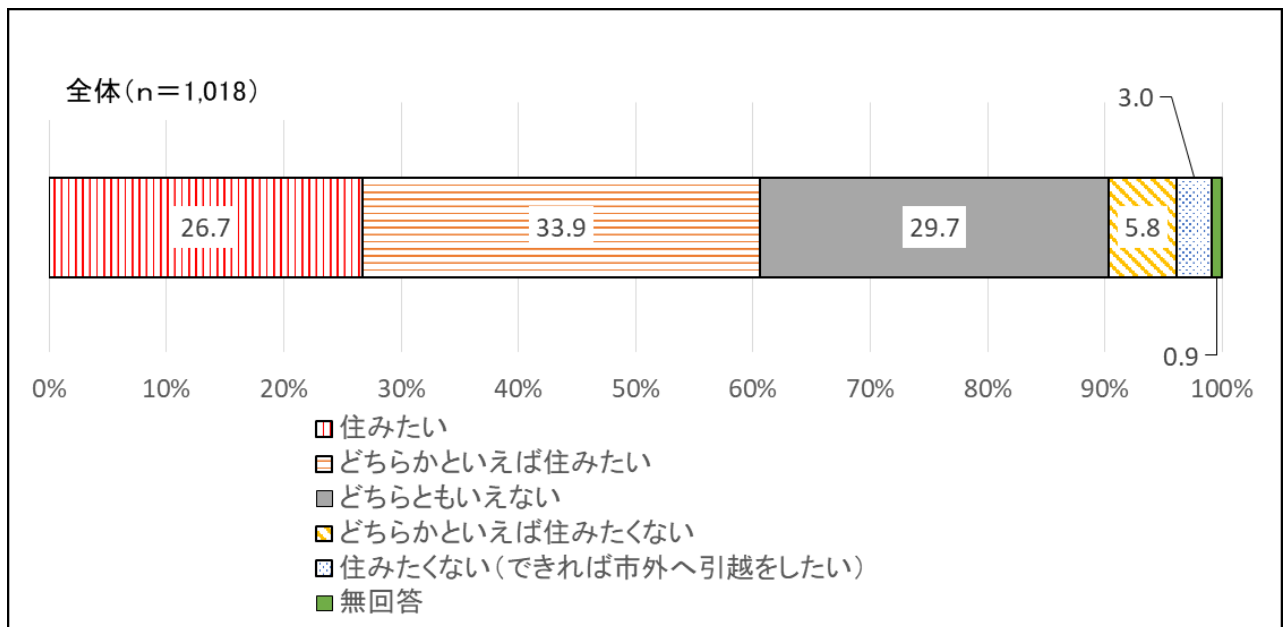
(3)市民意識調査結果

18歳以上の市民2,000人を対象に、市への愛着度や今後の定住意向を始め、市民の意識構造の実態を把握し、計画づくりの基礎資料を得るため、令和6年2月から3月まで「まちづくり市民アンケート」を実施しました。

市民の今後の定住意向については、「どちらかといえば住みたい」と答えた人が33.9%で最も多く、これに「住みたい」(26.7%)を合わせた“住みたい”という人が60.6%となりました。これに対し、“住みたくない”という人(「どちらかといえば住みたくない」(5.8%)と「住みたくない(できれば市外へ引越をしたい)」(3.0%)の合計)は8.8%となり、「どちらともいえない」は29.7%となりました。

また、市の施策の中で、優先度が最も高い項目は「交通」でした。次いで「高齢者福祉」、「地域福祉」の順となりました。

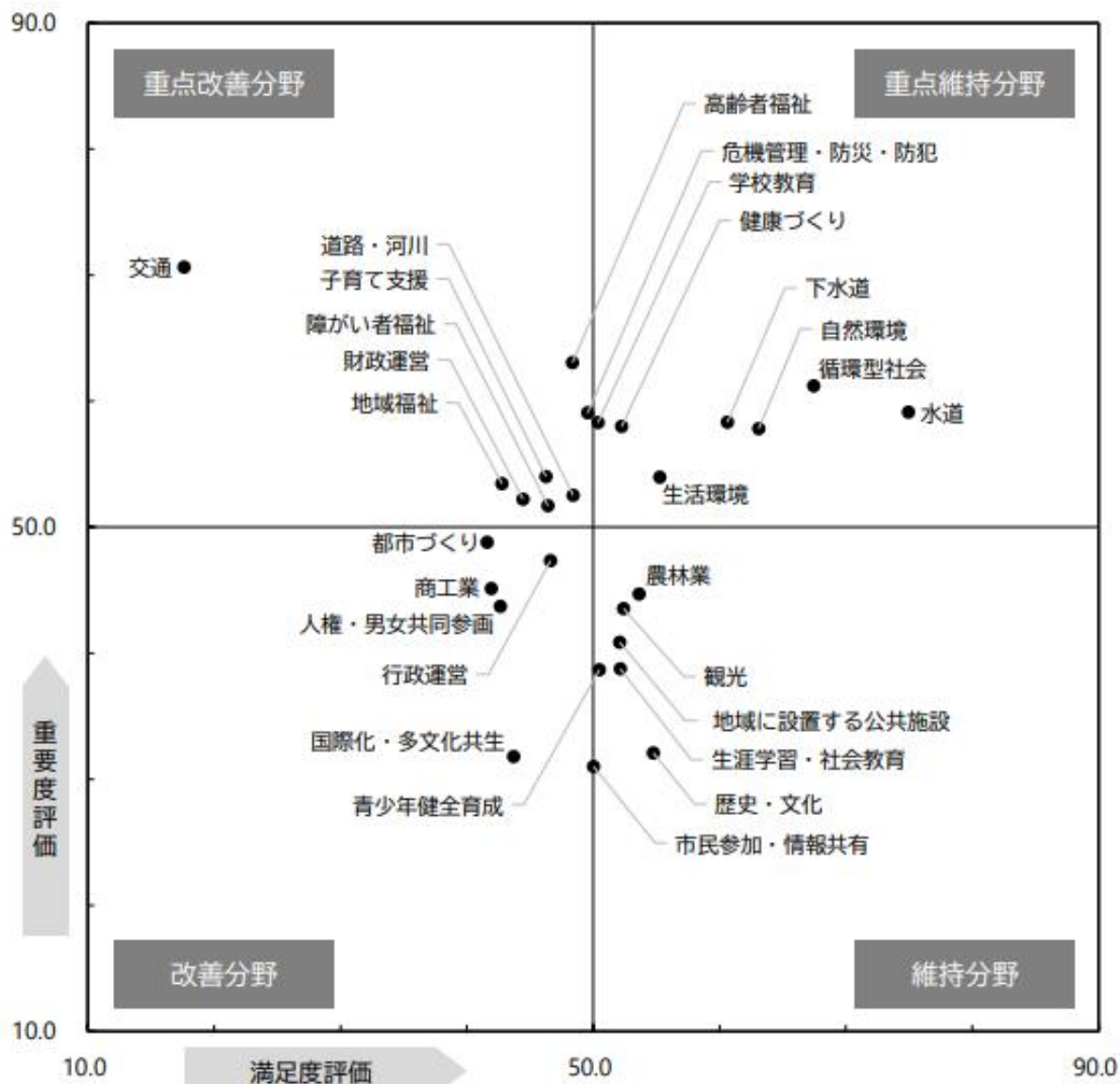
図 今後の定住意向



出典：第6次日高市総合計画後期基本計画策定のためのまちづくり 市民アンケート調査結果報告書

図 満足度と重要度の相関（全体／散布図）

（単位：偏差値）



出典：第6次日高市総合計画後期基本計画策定のためのまちづくり 市民アンケート調査結果報告書

（補足）

上記図の「満足度と重要度の相関（全体／散布図）」では、左上隅の「満足度評価最低・重要度評価最高」に近づくほど優先度が高くなり、右下隅の「満足度評価最高・重要度評価最低」に近づくほど優先度が低くなります。

8. 昨今の社会経済情勢

(1) 少子高齢化・人口減少

我が国の出生率は、長年にわたり低下しています。また、世界的に見ても高齢化が進んでいる国の1つです。少子高齢化が進んでおり、社人研の推計によると、今後、総人口は、更に減少していくものとされています。

(2) 安心・安全意識の向上

大地震の発生確率が高まっており、全国各地で地震が頻発しています。また、台風、集中豪雨等による大規模災害も頻発している中、自然災害のリスクが高い我が国においては、災害に対する備えや防災への意識が高まっています。

(3) 人手・担い手の不足

少子高齢化等の影響により生産年齢人口が減少し、企業等は人材確保が難しくなっています。また、建設業、介護業界、農業等の分野においては、生産年齢人口の減少に加え、労働環境の厳しさや高い専門性が必要なことから、担い手不足が発生しています。

(4) 脱炭素社会の推進

地球温暖化が進行している中、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を抑制するとともに、再生可能エネルギーの導入や森林の整備等が必要となっています。脱炭素社会の推進は地球温暖化を抑制し、持続可能な未来を築くために重要な課題であると考えられています。

(5) デジタル技術の進展

デジタル技術の進展は、社会、経済、生活等のあらゆる分野で革新をもたらしており、その影響はますます広がっています。あらゆる分野での効率化等が図れることから、急速に技術が進化しており、今後も新しい技術が生まれることが考えられます。これらの技術を適切に活用することが必要とされています。

(6) SDGsの達成に向けた取組

持続可能な開発目標であるSDGsは、令和12年（2030年）までの国際目標です。持続可能な世界を実現するため、社会全体で達成に向けた取組の推進が求められています。SDGsの達成に向けた取組は、地方公共団体の諸課題の解決にも貢献するものです。

(7) 市民参加・市民活動の希薄化

新型コロナウイルス感染症の影響による社会変容により、地域のコミュニティはますます希薄化しています。市民参加や市民活動は、市政への市民の意見反映のみならず、地域課題の解決、地域の活性化において必要不可欠な要素であり、重要性はますます高まっています。

9. 持続可能なひだかづくりへの8つの重点事項

人口減少が進む中、住民満足度を高め、市民ニーズに応える持続可能な日高市を構築していくことが重要となります。第6次日高市総合計画の計画期間は、SDGsの達成期限と同じ令和12年（2030年）までの計画となっていることから、SDGsに対応した8つの重点事項を定め、持続可能なひだかづくりを推進します。

（１）少子高齢化・人口減少社会への対策

少子化や人口減少社会への対策は、長期的な社会の安定と発展を維持するために重要なものとなります。移住・定住を促進するとともに、地域と連携・協働した教育や子育て支援の強化を推進します。

▶PICK UP

施策の展開【13-（１）】

多様な保育サービスの提供

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値
		令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
保育所待機児童数	人	0	0



※写真

（２）地域公共交通の充実

本市においては交通に関する課題が多く、市民ニーズが高い状況にあります。官民連携のもとで、駅までのアクセスを容易にする等、交通利便性を向上し、持続可能な公共交通の維持・確保に向けた取組を推進します。

▶PICK UP

施策の展開【7-（１）】

移動手段の充実

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値
		令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
おでかけタクシーの利用回数	回	—	40,000



※写真

(3) 企業誘致の推進・商工業の活性化



圏央道の整備効果を生かし、周辺環境と調和した産業用地の創出を図り、企業誘致を推進します。また、産業の活性化や市内で働ける場所を増やすため、起業支援や市内の商工業者を支援するための各種事業を推進します。

▶PICK UP

施策の展開【10-（4）】

産業用地の創出

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値
		令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
新規産業用地の面積	ha	0	24

※写真

(4) 安心・安全な暮らしの実現



災害が頻発、激甚化しており、災害に迅速かつ的確に対応するよう地域防災力を強化し、自主防災組織の活動の支援を推進するとともに、防災リーダーの育成に努める等、災害時の役割を平時から自覚できる取組を推進します。

▶PICK UP

施策の展開【8-（1）】

防災体制の強化

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値
		令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
自主防災組織の訓練実施率	%	24.0	80.0

※写真

(5) 健幸のまちづくりの推進



人生100年時代にある中、健康で、生き生きと幸せに暮らし、「健幸」を実感できるまちにするため、本市では、「健幸のまち」を宣言しています。宣言に基づき、市民一人一人が健康づくりに取り組み、地域の人と人とのふれあいの中で、健幸を実感できるまちを目指します。

▶PICK UP

施策の展開【6-(1)】

健康長寿の促進

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値
		令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
各種健康教室参加者数	人	666	800

※写真

(6) ゼロカーボンシティの実現



「埼玉県西部地域まちづくり協議会（ダイアプラン）」における「ゼロカーボンシティ共同宣言」に基づき、市域を越えて、二酸化炭素の排出実質ゼロを目指しています。本市においても、省エネルギー化の推進、再生可能エネルギーの利用・促進、森林の整備・保全・活用の3つの柱を軸に地球温暖化対策に取り組んでいきます。

▶PICK UP

施策の展開【17-(2)】

地球温暖化対策の推進

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値
		令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
市域における温室効果ガス排出量減少率(2013年比)	%	10.7 (令和2年)	40.6

※写真

(7) DXを進めスマートで持続可能な行財政運営



人口減少社会となる中、持続可能な行財政運営を行うため、デジタル技術やA Iを活用しながらD Xを推進し、自然とデジタルが調和した活発な社会の実現に向けた取組を進めます。

▶PICK UP

施策の展開【25-（4）】

D X（デジタル・トランスフォーメーション）の推進・情報セキュリティの強化

成果指標

指標名	単位	現状値	目標値
		令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
オンライン手続利用率	%	34.0 (令和5年度)	60.0

※写真

(8) 市民参加・ボランティア



市民の意向を市政に反映させるため、市民参加を推進するとともに、市民のボランティア活動が促進される環境づくりを行い、市民活動の振興を図ります。

▶PICK UP

施策の展開【24-（1）】

市民参加の推進とボランティア・市民活動の振興

成果指標

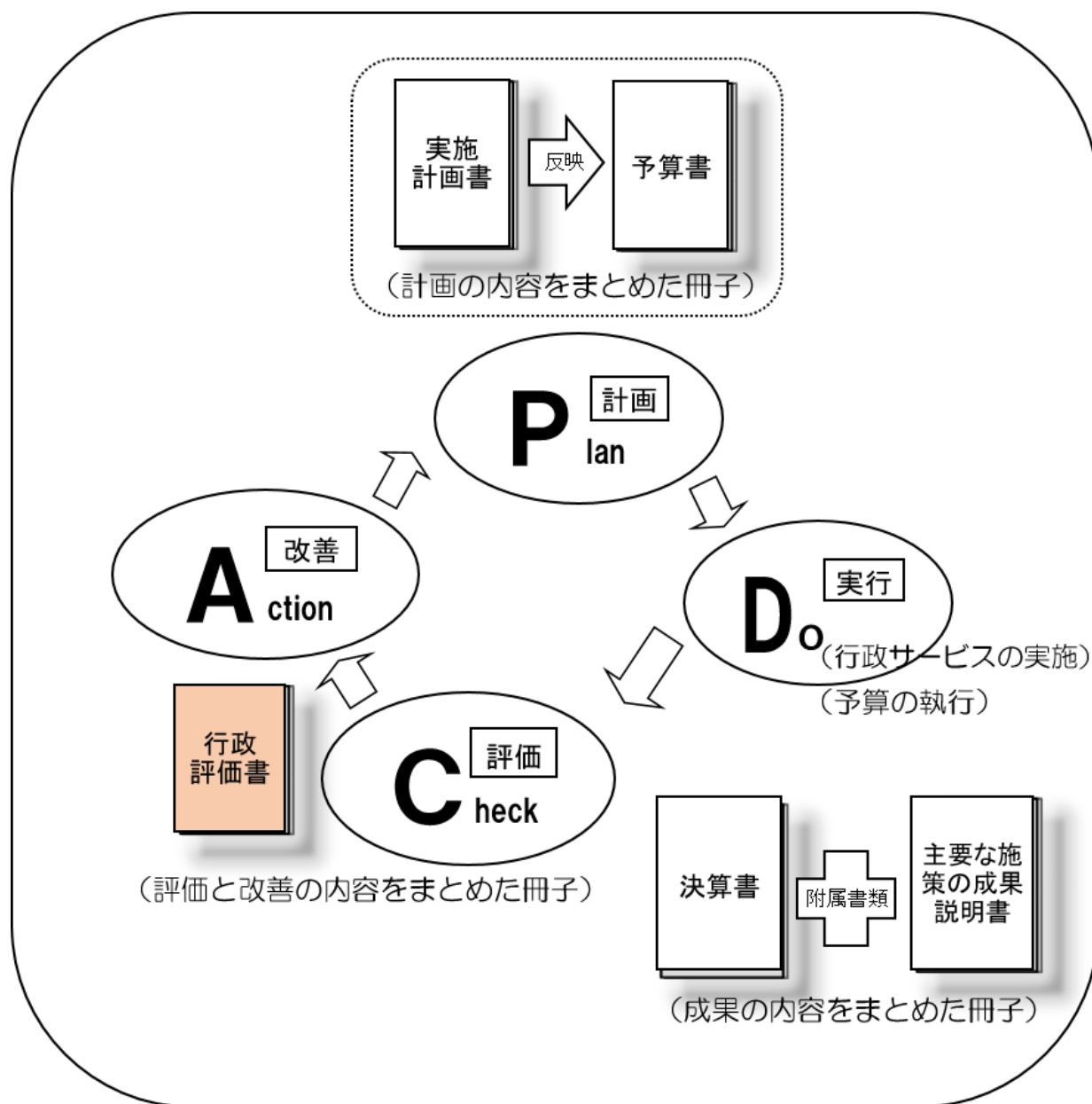
指標名	単位	現状値	目標値
		令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
ボランティア登録団体数	団体	113	118

※写真

10. 行政評価

後期基本計画の進捗状況の把握と、将来都市像の実現に向けた行政サービスの効果を高めるため、市の行政サービスを客観的に評価して、その評価・改善事項を次の計画に反映するPDCAサイクルによる行政評価を実施します。

また、後期基本計画中においては、行政評価の評価項目を見直すとともに、外部評価の見直しを行います。行政評価から導き出された評価・改善事項は、次の実施計画の策定及び予算編成に反映するとともに、将来都市像の実現に向けた行政サービスの改革・改善に生かします。

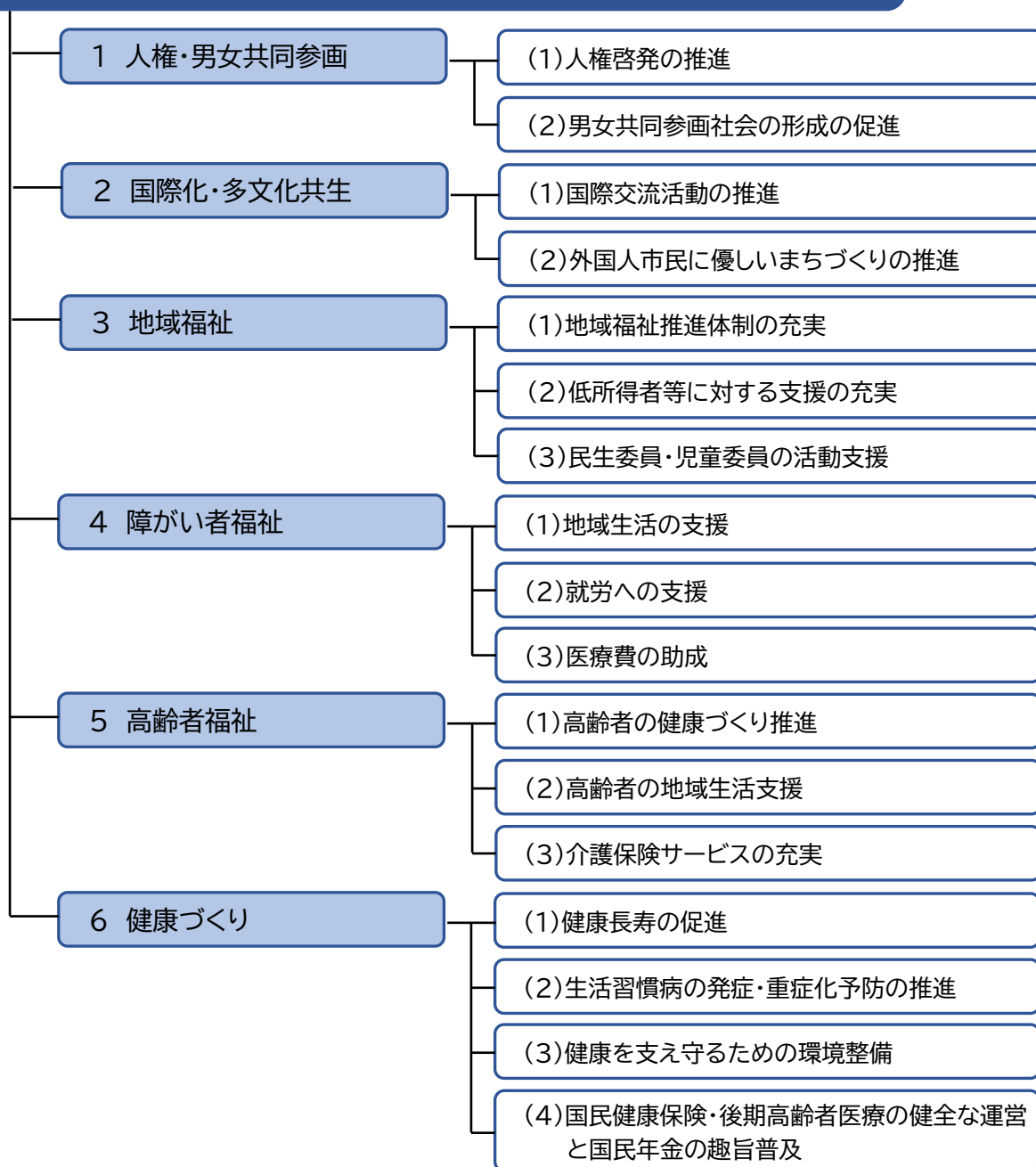


Ⅱ 後期基本計画

1. 施策と施策の展開一覧(施策体系)

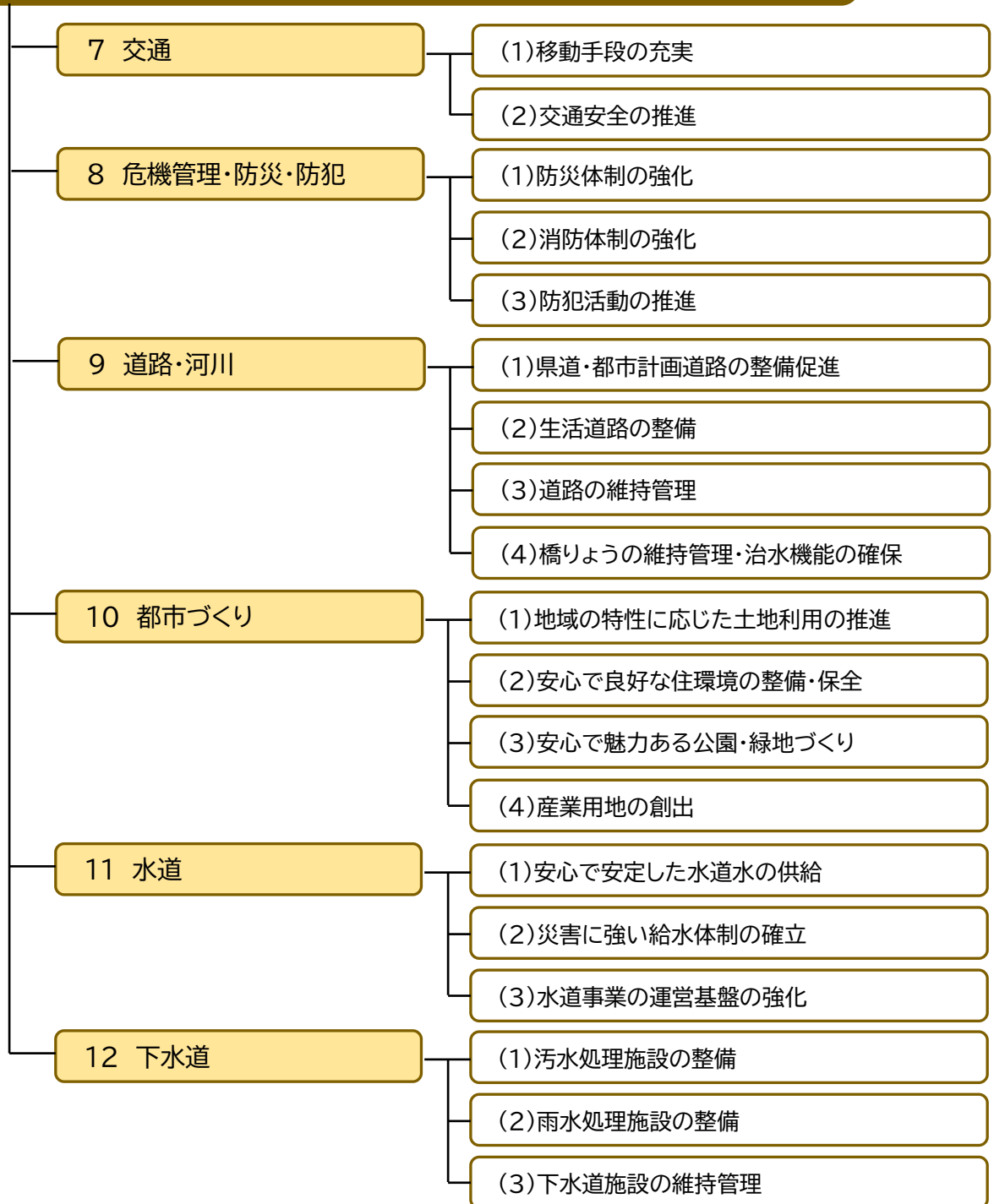
【基本方針1】

健やかに暮らし互いを認め合い支え合えるまちをつくる



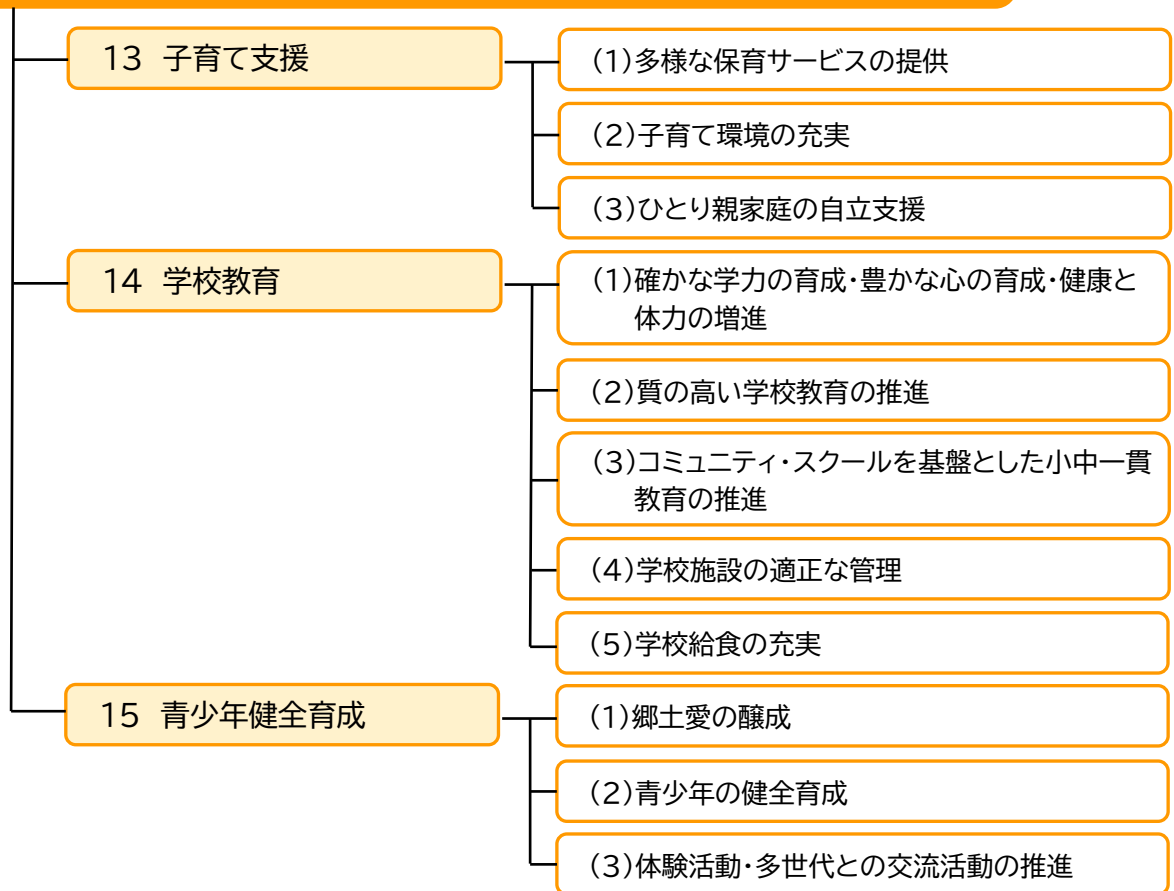
【基本方針 2】

安全で快適に暮らせるまちをつくる



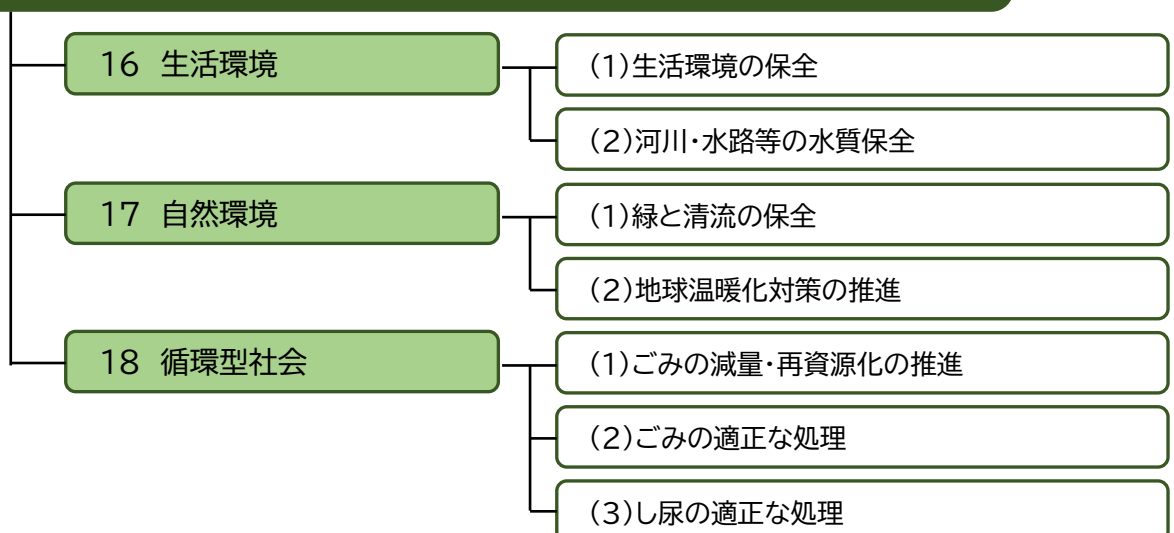
【基本方針 3】

子どもがのびのびと成長し地域の絆で育むまちをつくる



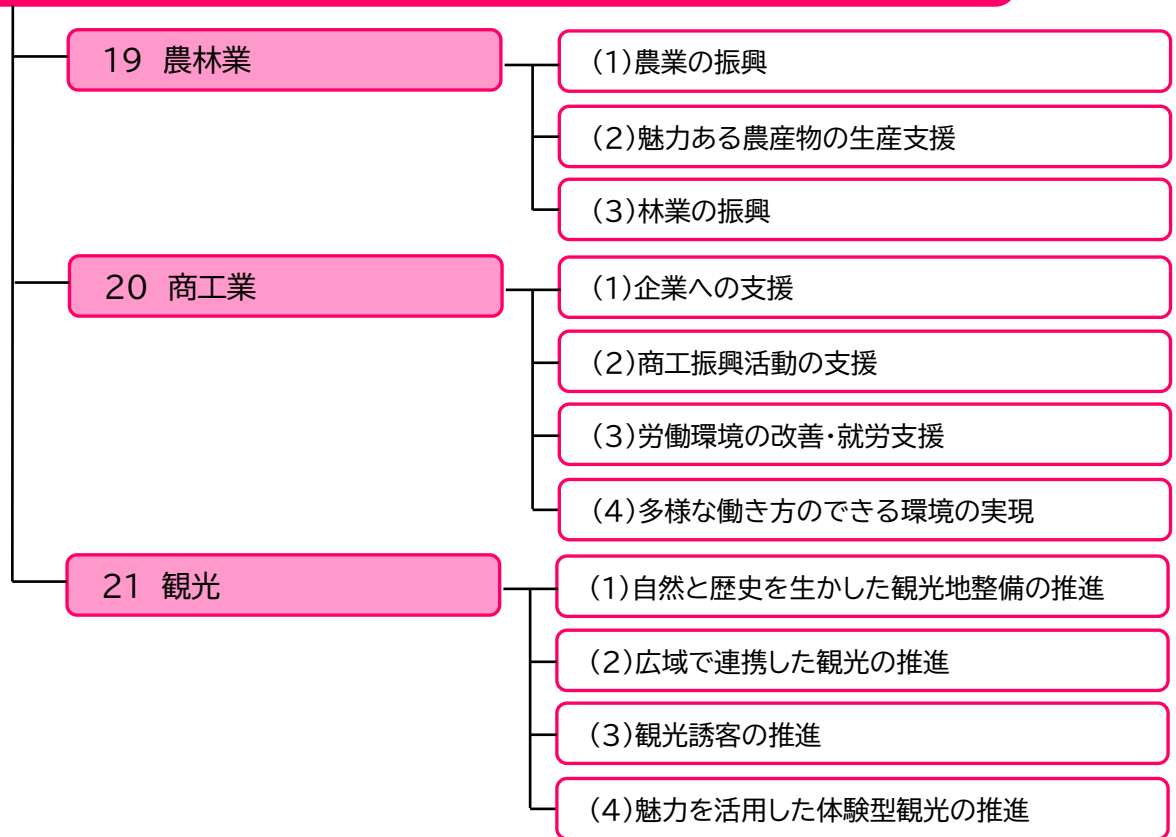
【基本方針 4】

豊かな自然と調和したまちをつくる



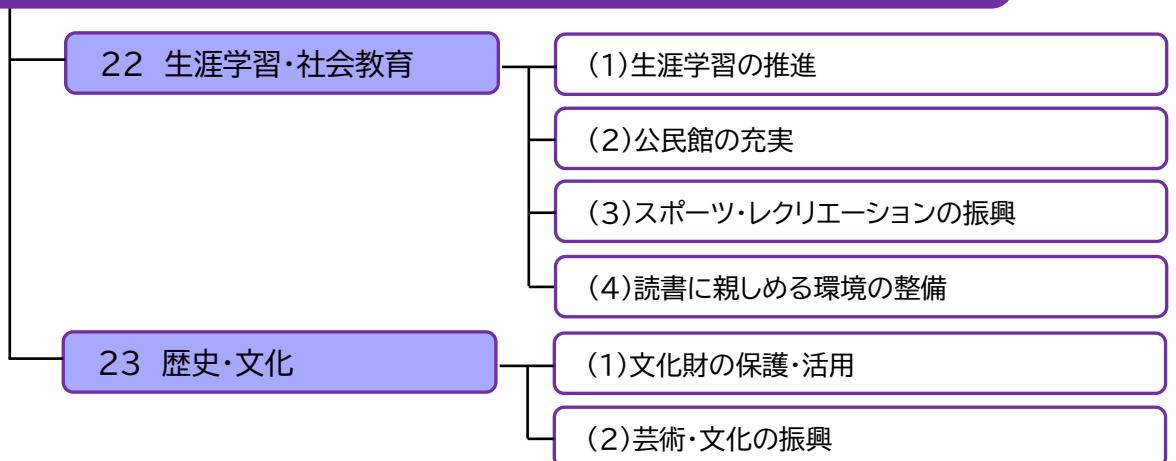
【基本方針 5】

魅力にあふれ活気に満ちたまちをつくる



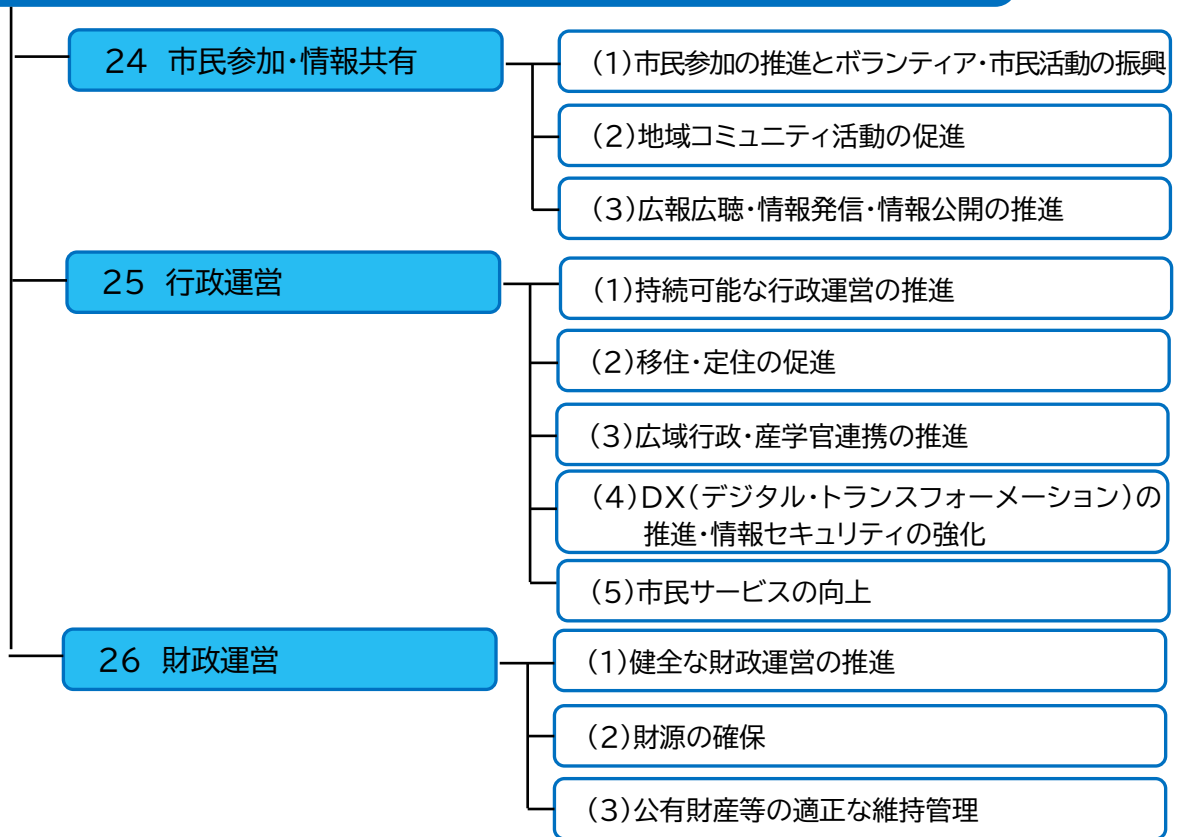
【基本方針 6】

生涯にわたり生きがいを持って学べるまちをつくる



【基本方針 7】

信頼される行政運営を推進するまちをつくる



2. 施策の見方

施策 1 人権・男女共同参画

施策目標

全ての人が多様な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、男女があらゆる機会を通じて参画できる社会の実現を目指します。

現状と課題

○現在も、女性、子ども、高齢者、障がい者などに対する人権問題が存在し、インターネットを利用した新たな人権侵害も発生しています。社会的に弱い立場の人々に対する虐待や偏見が多様化しているため、全世代に向けた人権教育と啓発が求められています。市民の人権意識を高めるためには、教育と行政が連携して取り組むことが重要です。

○平成 28 年に障がい者差別解消法、ヘイトスピーチ[※]解消法、部落差別解消推進法が施行され、令和 4 年には埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例と埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例が施行されたことから、これらの法律や条例の趣旨を踏まえ、人権侵害に対する相談体制の充実を図っていく必要があります。

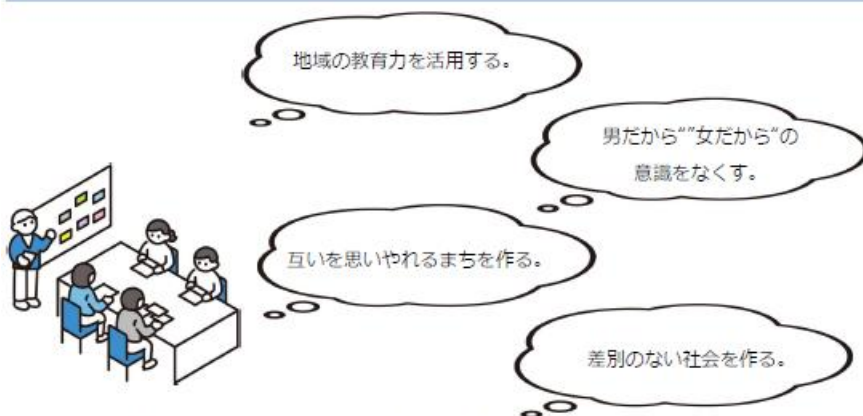
施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 人権啓発の推進	① 人格や個性を尊重し、偏見や差別のない社会を実現するため、人権教育、啓発を通して人権意識を高め、人権侵害などによる被害者救済に対応するとともに、相談体制の充実を図ります。 ② 児童生徒の人権尊重の意識を高め、様々な分野における人権課題について正しい知識と認識を深めるため、学校及び各機関と連携し、人権啓発事業を推進します。 ③ 多様化する人権課題を全ての人が正しく理解し、お互いを尊重して共生できる社会を実現するため、学校、家庭、地域などに、あらゆる機会を通じて人権教育を推進します。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	人権教育・啓発活動への参加者数	人	1,639	1,800

SDGs 達成に向けた「市民や地域の取組」



※市民ワークショップで話し合ってまとめられた内容です。

この施策がどのSDGsのゴールに対応するかを表しています。

施策を実現するための具体的な方策を記述しています。

施策の展開に対応する代表的な指標を1つ設定しています。

SDGsの達成に向け、市民ワークショップでまとめられた「市民や地域の取組」を例示しています。

3. 分野別施策

基本方針1

健やかに暮らし互いを認め合い支え合えるまちをつくる

施策目標

全ての人が多様な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるとともに、男女があらゆる機会を通じて参画できる社会の実現を目指します。

現状と課題

- 現在も、女性、子ども、高齢者、障がい者などに対する人権問題が存在し、インターネットを利用した新たな人権侵害も発生しています。社会的に弱い立場の人々に対する虐待や偏見が多様化しているため、全世代に向けた人権教育と啓発が求められています。市民の人権意識を高めるためには、教育と行政が連携して取り組むことが重要です。
- 平成 28 年に障がい者差別解消法、ヘイトスピーチ※解消法、部落差別解消推進法が施行され、令和 4 年には埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例と埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例が施行されたことから、これらの法律や条例の趣旨を踏まえ、人権侵害に対する相談体制の充実を図っていく必要があります。
- 人権を侵害するような事案がますます多様化・複雑化している中、人権課題の正しい理解と互いを尊重できる社会の実現のため、児童生徒に対する効果的な教育及び啓発を行う必要があります。
- 男女共同参画意識が高まる中、固定的な性別役割やそれに基づく社会制度・慣行の課題を解消するため、より一層男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めていく必要があります。
- 配偶者等からの暴力その他の問題については、複雑で複合的な内容が増加しているため、支援体制の強化と若年層に対して暴力防止について学ぶ機会を提供する必要があります。

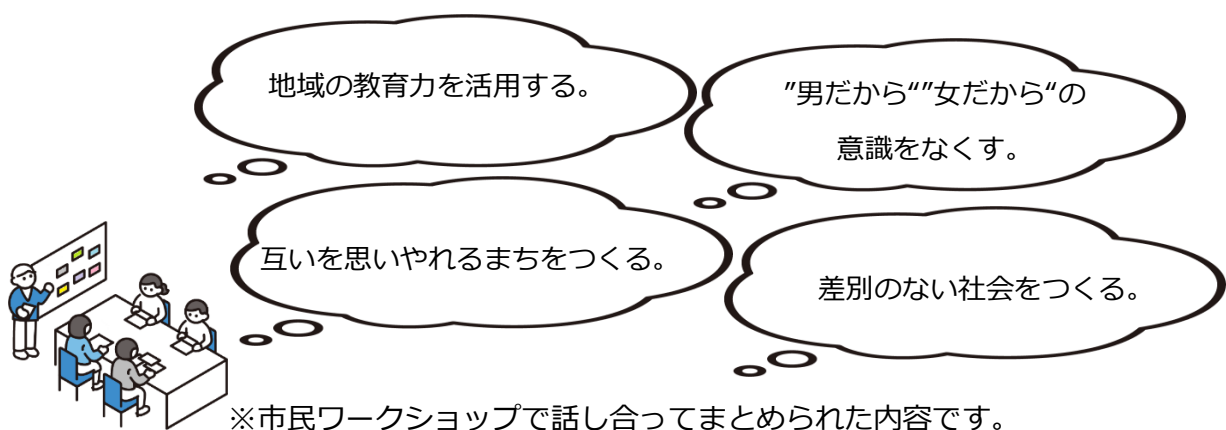
施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 人権啓発の推進	① 人格や個性を尊重し、偏見や差別のない社会を実現するため、人権教育、啓発を通して人権意識を高め、人権侵害などによる被害者救済に対応するとともに、相談体制の充実を図ります。 ② 児童生徒の人権尊重の意識を高め、様々な分野における人権課題について正しい知識と認識を深めるため、学校及び各機関と連携し、人権啓発事業を推進します。 ③ 多様化する人権課題を全ての人が正しく理解し、お互いを尊重して共生できる社会を実現するため、学校、家庭、地域などに、あらゆる機会を通じて人権教育を推進します。
(2) 男女共同参画社会の形成の促進	① 性別にとらわれず、誰もが活躍しながら多様な生き方を選択できる社会を実現するため、男女共同参画意識の普及啓発や多様性への理解の促進、女性活躍の推進などを図ります。 ② 配偶者等からの暴力やその他の困難な問題を抱える女性への相談先の周知と支援体制の強化を図るとともに、暴力防止の啓発、若年層への暴力防止に関する知識の普及啓発を推進します。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	人権教育・啓発活動への参加者数	人	1,639	1,800
(2)	審議会等における女性委員割合	%	44.8	47.0

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



施策目標

国際理解を深める機会を提供するとともに、外国人市民が暮らしやすい環境を整えます。

現状と課題

- 平成8年度に大韓民国烏山（オサン）市と友好都市提携を締結し、小学生のサッカースポーツ交流事業などを通じて市民同士の国際交流活動を進めています。今後も次世代が共に未来をつくるパートナーとなれるよう国際交流活動を充実させる必要があります。
- コロナ禍で一時的に減少した国際交流の機会は増加傾向にあり、今後は更なる国際化の進展が予測されています。
- 令和7年1月1日時点の外国人市民は1,312人で、年々増加しており、出入国管理法改正により、今後、更に外国人労働者が増加することが予測されています。
- 外国人市民の中には、日本語が十分に理解できない方や、文化・生活習慣の違いで孤立してしまう場合があります。災害時には、要配慮者である外国人市民に対して、迅速に情報伝達と地域支援体制の整備が必要であるため、多言語による災害情報や防犯情報を得る方法などを周知しています。

※写真・イラスト・空白

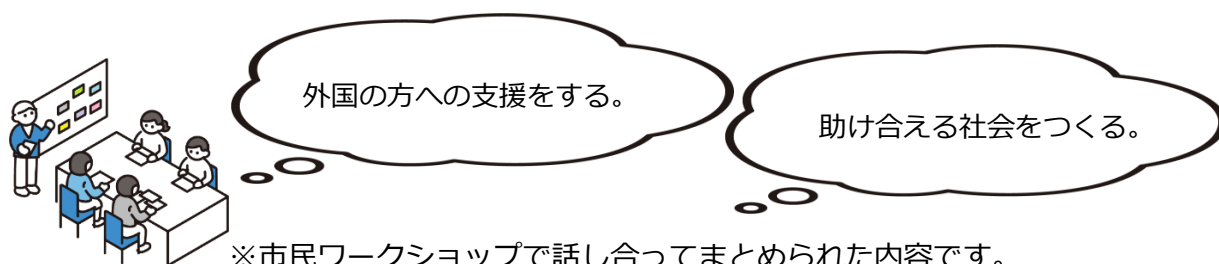
施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 国際交流活動の推進	① 国際化の進展に伴い、国際感覚を養うとともに異文化への理解を深め、国際的な視点を持つ人材を育成するため、友好都市である大韓民国烏山市との市民交流など国際交流活動を推進します。 ② 独立行政法人国際交流基金日本語国際センターが実施するワンナイトステイ事業※への協力を通じ、様々な国の方との交流機会を増やして市民の国際理解を促進します。
(2) 外国人市民に優しいまちづくりの推進	① 災害時に外国人市民に的確な情報を周知するため、多言語による情報提供の充実及び通訳・翻訳ボランティアの増員を図ります。 ② 外国人市民が地域で孤立せず、安心して支え合いながら暮らせるよう、市国際交流協会と連携して日本語教室や相談サロンなどの支援事業を推進します。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	ワンナイトステイ事業登録家庭数	家庭	5	10
(2)	災害時等通訳・翻訳ボランティア登録者数	人	39	50

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



ワンナイトステイ事業

独立行政法人国際交流基金日本語国際センターが行う研修の参加者に対して日本人の生活、習慣、考え方に接する機会を提供するため、1泊2日のホームステイを受け入れる事業



施策目標

一人一人が尊重され、健やかに暮らせるよう、地域で共に助け合い、支え合う地域社会の実現を図ります。

現状と課題

- 人口減少社会、少子高齢化社会が進行する中で、単身世帯の割合が増加し、地域での見守りや支え合い活動が必要となっています。
- 社会福祉法人の届出等の確認や監査の実施により、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営を確保する必要があります。
- 高齢、傷病、障がい等により就労が困難となることや、物価高騰の影響等から生活困窮世帯や生活保護受給者が増加しています。
- 民生委員・児童委員の活動が多様化する中、全国的に委員不足が深刻化しており、本市においても委員改選ごとに欠員が増加しています。

※写真・イラスト・空白

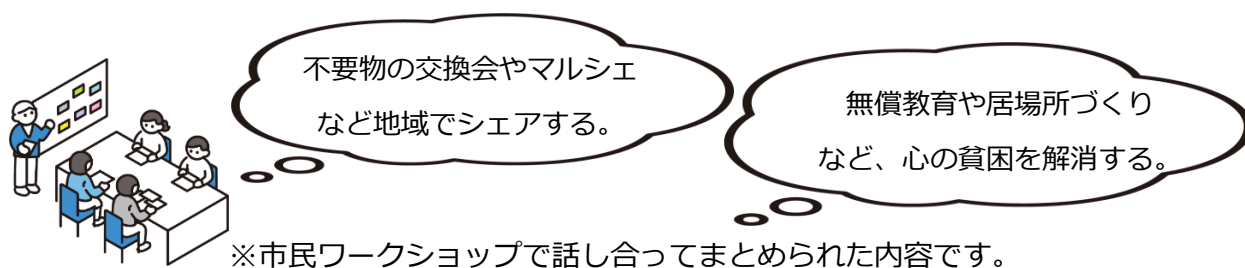
施策の展開

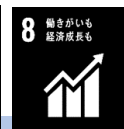
施策の展開名	基本的な取組
(1) 地域福祉推進体制の充実	① 社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉計画を推進します。 ② 社会福祉法人の届出等の確認や監査の実施により、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営を確保することで、地域福祉推進体制の充実を図ります。
(2) 低所得者等に対する支援の充実	① 生活保護に至る前の生活困窮者への支援を充実させるため、自立相談支援業務の質向上に努め、関係機関と連携し、困窮者に寄り添いながら自立に向けて支援します。
(3) 民生委員・児童委員の活動支援	① 民生委員・児童委員の資質を高め、地域住民の生活課題に対する見守り活動が適切に行えるように支援します。 ② 委員欠員解消のため、活動を広報するとともに、区長へ委員候補者の推薦を働きかけ、四半期ごとに行われる補充委嘱の機会を活用し、委員充足率向上に努めます。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	地域おたすけ隊の立ち上げ数	か所	5	6
(2)	生活保護受給者及び生活困窮者の就労自立件数	件	18	20
(3)	民生委員・児童委員充足率	%	87.1	100.0

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」





施策目標

障がい者が、その人らしく安心して地域で生活が送れるよう、一人一人の状況に応じたサービスの提供に努めるとともに、社会参加や就労の促進を図ります。

現状と課題

- 障がい者が、地域で自立した日常生活や社会生活が続けられるよう、日常生活用具の給付や社会参加促進のための移動支援、生活上の課題に対する相談支援など、障がい者、その保護者、介護者などの状況に応じた地域生活支援事業を継続する必要があります。
- 障がい者就労支援センターを委託により運営しています。模擬的作業等を通じて、強みや必要な配慮を評価する「就労アセスメント」※をはじめ、就職相談、求職登録、採用面接の同行、就職後の定着の支援などを継続する必要があります。

※写真・イラスト・空白

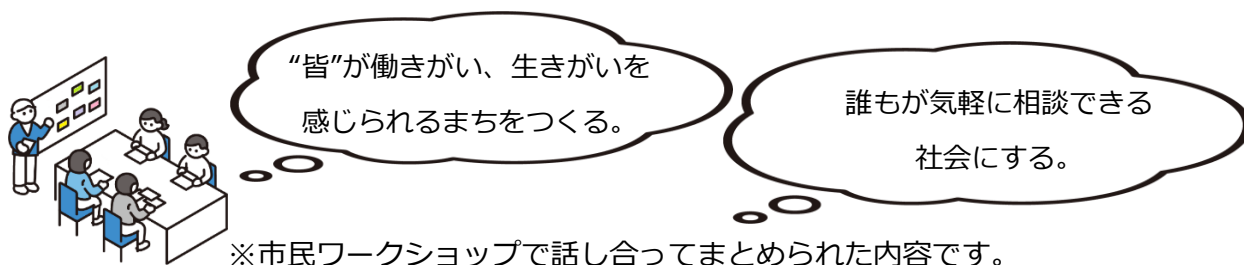
施策の展開

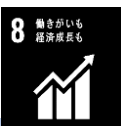
施策の展開名	基本的な取組
(1) 地域生活の支援	① 障がい者に対する理解を深める取組や障がい者、その保護者、介護者などの状況に応じた支援により、障がい者が地域で自立した生活が続けられるよう支援します。
(2) 就労への支援	① 障がい者が自立し、安定した生活を送れるよう、就職と就労定着の支援を継続します。
(3) 医療費の助成	① 重度心身障がい者の医療費負担の軽減を図ります。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	福祉タクシー利用料金助成の利用率	%	31.3	35.0
(2)	障がい者就労支援センター利用者の就職率	%	59.4	60.0
(3)	重度心身障がい者医療費助成制度受給登録者のうち、医療費申請を行った人の割合	%	94.7	95.0

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」





施策目標

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援し、生きがいきづくりや自主的な社会参加活動を推進します。

現状と課題

- 高齢者が増加する中、介護予防教室やフレイル※予防教室等を通じて、高齢者の健康づくり、社会参加や生きがいきづくりを進める必要があります。
- 生活課題を抱える高齢者への対策や高齢者が心と体の健康を維持するための取組、高齢者の就労支援を行っています。引き続き個々のニーズと地域の状況の把握を進める必要があります。
- いつまでも住み慣れた地域で暮らしていくため、介護や支援が必要な高齢者や家族、親族の求めに応じた適切なサービスの提供が必要です。
- 要介護、要支援認定者が増加する中で、必要な人に適切なサービスを提供するとともに、介護保険給付費の適正な管理が必要です。

※写真・イラスト・空白

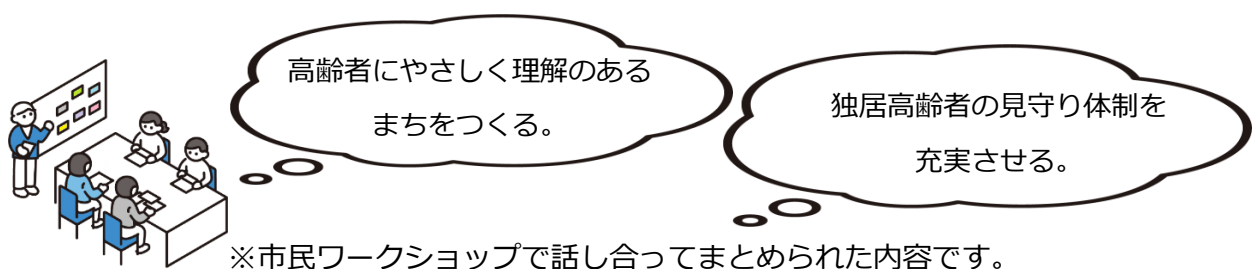
施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 高齢者の健康づくり推進	① 高齢者がフレイル予防や介護予防に取り組むため、介護予防の普及啓発を推進するとともに、高齢者の主体的な活動やボランティアの育成を支援します。
(2) 高齢者の地域生活支援	① 介護を必要とする人と家族や親族など介護をしている人の双方が求めるサービスを提供し、認知症サポーターの養成や高齢者の異変を把握するネットワークを充実させることで、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう支援します。 ② 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、心身の状況や生活実態を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスの提供を推進します。
(3) 介護保険サービスの充実	① 必要とされる介護給付等のサービスや地域支援事業の提供体制を確保するため、サービス内容の多様化と提供体制の強化を推進します。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	健康シニア褒賞の受賞者数	人	60	70
(2)	高齢者に関する相談件数	件	6,560	6,660
(3)	介護サービス利用率	%	79.7	80.3

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



施策目標

市民が健康で生き生きと暮らせるよう、一人一人の主体的な健康づくりと個人の取組を支援できる社会づくりを目指します。

現状と課題

- 測定会や教室を開催するなどしてウォーキングの効果や運動を継続することの重要性について啓発することができましたが、健康づくりの輪が一層広がるよう、引き続き勧奨していく必要があります。
- 国の施策に基づくがん検診について受診者数を増加することができましたが、引き続き受診勧奨をするなどして、がんの早期発見及び早期治療につなげられるよう支援する必要があります。
- 新型コロナウイルスワクチン接種を迅速に提供し、感染症のまん延防止及び感染した際の重症化予防を図ることができました。予防接種については新たなワクチンが定期接種化されるなど、随時実施される法改正等に対し、適切かつ速やかに対応する必要があります。
- 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度においては、高齢化の進展や高度な医療技術の導入により、医療費に係る財政負担が増加傾向にあるため、制度を効率的に運営するためには被保険者の健康維持・増進に努める必要があります。
- 市民の関心が高い年金制度への理解を深めるため、国民年金に関する相談や制度の趣旨普及を図っていく必要があります。

※写真・イラスト・空白

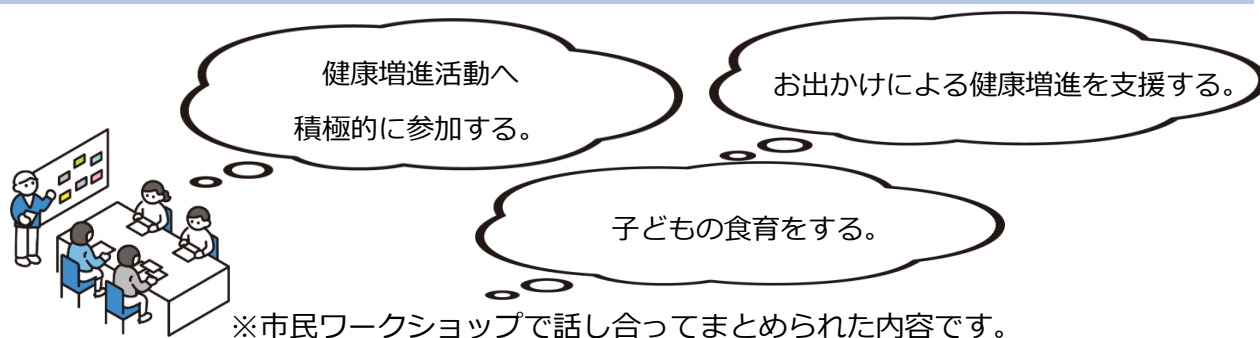
施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 【重点事項】 健康長寿の促進	① 測定会や教室の開催をするなどしてウォーキングの効果や運動を継続することの重要性について普及啓発を行います。
(2) 生活習慣病の発症・ 重症化予防の推進	① 国の施策に基づくがん検診について、受診勧奨等を通じて受診者数を増やし、がんの早期発見及び早期治療につなげられるよう支援します。
(3) 健康を支え守るた めの環境整備	① 感染症のまん延防止及び感染した場合の重症化予防を図るため、予防接種の重要性について啓発します。 ② 市民が求める医療を適切に提供するため、引き続き地区医師会や大学病院との連携を維持します。 ③ こころの健康づくりを支援するため、精神保健福祉士による相談体制の充実を図ります。
(4) 国民健康保険・後期 高齢者医療の健全 な運営と国民年金 の趣旨普及	① 特定健康診査、特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防対策等の保健事業を実施し、生活習慣病の発症や重症化を防ぎ、医療費の抑制に努めます。 ② レセプト点検を通じて適正な受診と服薬を促進し、医療費の適正化に取り組みます。 ③ 高齢者の生活習慣病等の疾病予防のため、介護予防やフレイル対策、保健事業を一体的に推進します。 ④ 年金制度への理解と加入を促進するため、国民年金に関する相談や国民年金制度の趣旨普及を行います。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	各種健康教室参加者数	人	666	800
(2)	生活習慣病死亡者率	%	49.1	40.0
(3)	五種(四種)混合接種率	%	80.1	90.0
(4)	特定保健指導実施率	%	9.1	60.0

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



基本方針 2

安全で快適に暮らせるまちをつくる

施策目標

公共交通の利用促進を図るとともに、持続可能な地域交通をつくります。また、交通事故が起こりにくい環境をつくります。

現状と課題

- 既存の公共交通を守り、支えて、持続的に移動を支えるための体制をつくる必要があります。
- 日常の移動で困らないように、おでかけの足を確保する必要があります。
- 交通事故が起こりにくい安全な移動環境の整備を進めるとともに、自転車用ヘルメットの着用など交通安全啓発を更に進める必要があります。
- 自転車利用環境の向上及び自転車用駐車場の有効活用を図るため、場内の長期間放置されている自転車の管理が求められます。また、駅周辺の自転車用駐車場の維持・確保も求められています。

※写真・イラスト・空白

施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 【重点事項】 移動手段の充実	① 既存公共交通を持続的に支えることで、移動手段を確保します。 ② おでかけタクシー等の利用を促進し、外出機会の創出に取り組みます。
(2) 交通安全の推進	① 交通事故を未然に防ぐため、地域と連携して交通安全施設の整備を推進するとともに、自転車用ヘルメットの着用を促進します。 ② 自転車用駐車場の整理と適正な管理を行います。また、駅周辺の自転車用駐車場の維持・確保を行います。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	おでかけタクシーの利用回数	回	—	40,000
(2)	人身事故件数	件	135	125

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



お出かけによる
健康増進を支援する。

※市民ワークショップで話し合っまとめられた内容です。



施策目標

市民や関係機関との連携強化を図り、不測の事態に対応できる防災体制を強化するとともに、安心で安全な防犯のまちづくりを推進します。

現状と課題

- 首都直下型地震等の大地震の発生確率が高まっている中、全国で地震や台風、集中豪雨などの大規模災害が頻発しています。これらの災害に迅速かつ的確に対応するためには、自主防災組織の役割が重要であり、防災・減災への意識向上と災害対応能力の強化が必要です。
- 災害等から市民の生命と財産を守るため、埼玉西部消防組合と消防団との連携を強化するとともに、消防団への入団促進と活動しやすい環境を整備することが必要です。
- 特殊詐欺被害や子どもに対する声かけ事案が増加しているため、防犯対策の強化、ボランティアによる防犯活動への支援を継続し、防犯のまちづくりを推進する必要があります。

※写真・イラスト・空白

施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 【重点事項】 防災体制の強化	① 地域防災力を強化するため、自主防災組織の活動を支援するとともに、防災リーダーの育成に努めます。
(2) 消防体制の強化	① 頻発、激甚化する災害に迅速かつ的確に対応するため、埼玉西部消防組合と消防団との連携を図り、防災体制の強化を推進します。
(3) 防犯活動の推進	① 防犯対策の強化、防犯活動ボランティアへの支援を継続し、防犯のまちづくりを推進します。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	自主防災組織の訓練実施率	%	24.0	80.0
(2)	消防団員の充足率	%	100.0	100.0
(3)	特殊詐欺の被害件数	件	5	5

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



施策目標

都市機能を支える幹線道路の整備を推進するとともに、生活道路の利便性の向上や河川の機能充実に努めます。

現状と課題

- 都市計画道路については、社会経済状況の変化に応じて見直しを進めるとともに、交通の充実に努めるため、計画的に整備を進める必要があります。
- 国道 407 号バイパスの南部延伸、県道日高狭山線と県道飯能寄居線バイパスの接続、県道日高川越鶴ヶ島線の近隣市への接続など、広域的なアクセス強化による地域経済の活性化が求められています。
- 歩行者の安全確保に配慮した歩道の設置や歩行空間の整備、雨水の抑制機能の検討を行い、道路冠水などの被害軽減に向けた雨水排水対策を進める必要があります。
- 地域の多様な要望に迅速かつ丁寧に対応し、快適な道路環境を確保していく必要があります。
- 橋りょう等の施設の老朽化が進む中、安全で円滑な交通を確保するため、計画的な点検と予防的な管理を行い、施設の健全な状態を維持する必要があります。

※写真・イラスト・空白

施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 県道・都市計画道路 の整備促進	① 広域的な道路網の充実及び円滑な交通を目的とした国県道の整備を働きかけます。 ② 都市計画道路の整備を計画的に推進するとともに、見直しについても検討を行います。
(2) 生活道路の整備	① 自動車交通量の増加による歩行者の安全確保、ゲリラ豪雨などによる道路冠水被害を防止するため、歩道や雨水排水施設の整備に努めます。
(3) 道路の維持管理	① 快適な住環境を維持するため、定期的な点検を実施し、適正な道水路の維持管理を行います。
(4) 橋りょうの維持管理・治水機能の確保	① 老朽化する橋りょうの延命と適切な維持のため、計画的に点検を行い、修繕を実施します。 ② 良好な生活環境を維持するため、保水機能の強化などの治水機能向上に努めます。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	都市計画道路の整備率	%	65.3	69.8
(2)	市道の改良率	%	32.6	32.8
(3)	幹線道路等舗装修繕率	%	64.8	67.0
(4)	橋りょうの修繕率	%	35.7	37.9

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



施策目標

誰もが安心して住み続けられるよう、計画的で適正な土地利用の誘導により、都市機能を集約し、生活を支える基盤づくりと利便性の向上を推進します。

現状と課題

- 災害時を含めた土地の権利保護のため、地籍調査を実施する必要があります。
- 開発行為や建築行為等の指導を通して、適切な土地利用に誘導する必要があります。
- 人口減少社会に対応するため、都市機能と居住誘導の緩やかな集約化を目指しています。駅を中心とした利便性確保を促進するため、都市計画の変更と活性化策を講じる必要があります。
- 旭ヶ丘松の台地区では、組合による土地区画整理事業が円滑に進捗するよう調整を図る必要があります。
- 無料耐震相談会を通じて、住宅や宅地の耐震化を促進しましたが、大地震に備えて更なる対策が必要です。
- 景観形成のため、屋外広告物の是正指導や空き家等の適正管理の促進を図り、良好な住環境の保全に努めました。引き続き、保全に向けた対策を行うとともに、空き家等の適正管理の促進が必要です。
- 市営住宅の計画的な維持管理ができたものの、老朽化が進んでいるため、今後の在り方について更なる検討が必要です。
- 安心で魅力ある公園を運営するため、施設や植栽の維持管理を行う必要があります。
- 生産緑地地区指定により、市街地における緑地機能の保全に努め、今後も計画的に保全を続ける必要があります。
- 圏央道の整備効果を生かし、新たな産業用地の創出に努め、今後も周辺環境に配慮した土地利用を誘導していく必要があります。

施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 地域の特性に応じた土地利用の推進	① 地権者の同意を得て、計画的な地籍調査を行い、土地の確定を進め、数値による管理を行います。 ② 駅を中心とした都市機能と居住の緩やかな集約化を進め、にぎわいのあるまちづくりを進めます。 ③ 建築基準法、建設リサイクル法、県景観条例等に基づき、建築物などの確認審査や完了検査、現場のパトロールなどにより適切な指導を行い、市民や建物の保護を図ります。 ④ 旭ヶ丘松の台土地区画整理事業を支援し、地域特性に応じた土地利用の誘導を継続します。 ⑤ 高麗川駅東口開設後は、周辺地域の交通や土地利用の変化を注視します。
(2) 安心して良好な住環境の整備・保全	① 無料耐震相談会や簡易耐震診断を実施し、旧耐震構造の住宅に対する診断・改修補助金の周知を図ります。 ② 屋外広告物の点検・維持管理が適切に行われているかをパトロールし、安全の確保に努めます。 ③ 管理不全空家等や特定空家等に対して、総合的かつ計画的な対策を講じて住環境の保全に努めます。 ④ 市営住宅を計画的かつ適正に維持管理します。
(3) 安心して魅力ある公園・緑地づくり	① 市街地の緑地機能を保全するため、生産緑地地区の維持管理の指導に努めます。 ② 公園施設の維持管理を適切に行い、地域や公園利用者へのサービス向上を図ります。
(4) 【重点事項】 産業用地の創出	① 圏央道の整備効果を生かし、周辺環境に配慮した産業用地の創出を図り、企業誘致を推進します。 ② 旭ヶ丘松の台土地区画整理組合への支援を継続し、事業に関わる手続を計画的に進めます。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	居住誘導区域内の人口密度	人/ha	61.07 (R2年度)	61.28
(2)	住宅の耐震化率	%	96.4	100.0
(3)	市民1人当たりの公園面積	m ²	7.64	8.00
(4)	新規産業用地の面積	ha	0	24

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



互いを思いやれる
まちづくりをする。

子育て・シルバー世代をターゲット
にした空き家活用を推進する。

※市民ワークショップで話し合っまとめられた内容です。



施策目標

安全で安定した水道水の供給体制の維持に努めます。

現状と課題

- 安心で安定した水道水の供給を実現し、浄水施設の更新工事や維持管理を行いました。引き続き計画的な更新が必要です。
- 事業拡張の時期に整備した水道管路が老朽化し、耐用年数を超えた水道管路の割合が増加しています。基幹管路の耐震化を中心に更新工事を実施しましたが、引き続き計画的な更新が必要です。
- 水需要の減少により料金収入が減少しており、財政基盤の強化が急務です。水道施設の計画的な更新や人材育成を進め、将来にわたって水道事業を運営するための基盤を強化する必要があります。

※写真・イラスト・空白

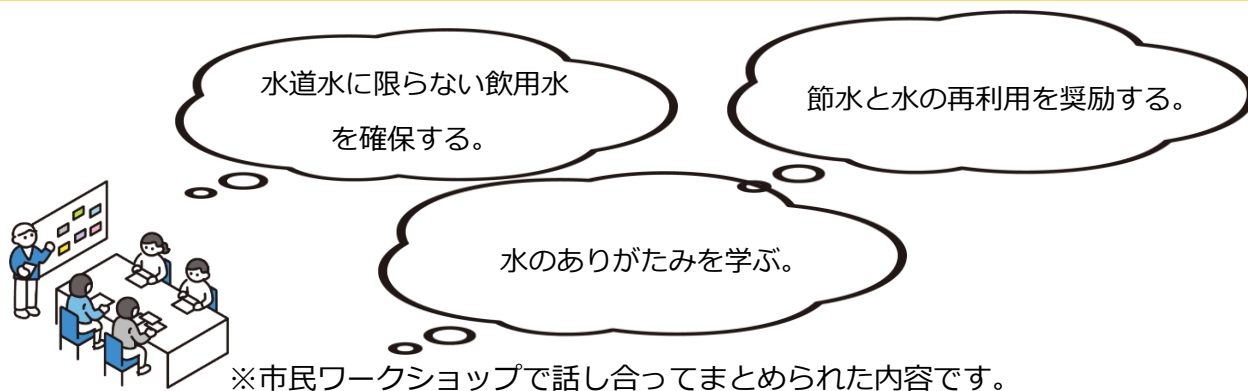
施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 安心して安定した水道水の供給	① 安心して飲める水道水を安定して供給するため、水源環境を保全し、水質を適正に管理するとともに、浄水施設の計画的な更新と適切な維持管理を行います。
(2) 災害に強い給水体制の確立	① 水道管路が老朽化し、耐用年数を超えた水道管路の割合が増加しており、漏水や破損事故の発生頻度が高まっているため、基幹管路の耐震化を中心に計画的な更新と適切な維持管理を行います。
(3) 水道事業の運営基盤の強化	① 人口減少による水需要の減少や水道施設の老朽化、人材不足などの課題に対応し、水道の計画的な整備と財源確保を行い、将来にわたって水道事業を運営するための基盤を強化します。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	水質基準適合率	%	100.0	100.0
(2)	基幹管路の耐震化率	%	37.5	43.0
(3)	総収支比率	%	98.7	100.0 以上

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



施策目標

都市の健全な発達、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に努めます。

現状と課題

- 汚水処理の効率化を図るため、大谷沢農業集落排水区域を公共下水道（污水）に接続することで施設の集約を推進しています。下水道の整備計画に基づく市街化区域の下水道（污水）整備はほぼ完了することから、今後整備計画に位置付けられている区域の整備について、事業の効率性や費用対効果等を考慮して実施する必要があります。
- 気候変動により、全国で記録的な大雨が発生し、雨水浸水対策への関心が高まっています。しかし、放流先となる河川の整備計画との適合性、敷設する道路の幅員や地下埋設部等の影響により整備を進めることが難しいため、事業計画の見直しが必要です。
- 法定基準を下回る放流水質は確保できていますが、供用開始後約 35 年が経過し、小規模な故障が発生しているため、迅速な修繕対応と計画的な設備更新が必要です。

※写真・イラスト・空白

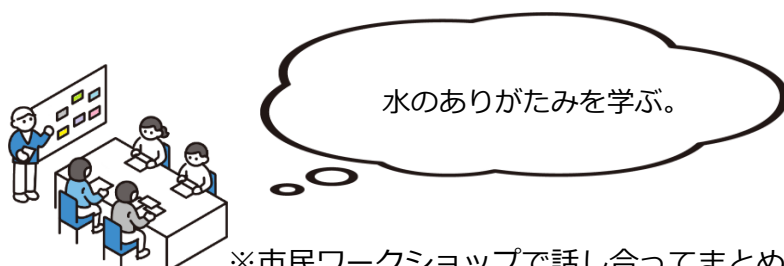
施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 汚水処理施設の整備	① 衛生的で快適な生活環境を維持し、公共水域の水質を保全するため、汚水処理施設の整備を推進します。
(2) 雨水処理施設の整備	① 近年、頻発している集中豪雨や大型台風による浸水被害を防止するため、雨水処理施設の整備を推進します。
(3) 下水道施設の維持管理	① 適正な放流水質を継続的に維持するため、迅速な修繕と計画的な設備更新を推進します。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	公共下水道(汚水)の整備率	%	79.4	84.0
(2)	公共下水道(雨水)の整備率	%	7.3	14.0
(3)	老朽化設備の改築更新進捗率	%	17.0	74.0

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



※市民ワークショップで話し合ってまとめられた内容です。

基本方針3

子どもがのびのびと成長し地域の絆で育むまちをつくる



施策目標

次世代を担う子どもを安心して産み、育てることができる環境をつくります。

現状と課題

- 共働き家庭やひとり親家庭の保護者が、働きながら安心して子育てができるよう、待機児童を生じさせることなく、多様な保育サービスを充実させる必要があります。
- 妊娠期から切れ目なく、必要な情報提供や相談支援を行っています。引き続き母子保健と児童福祉が緊密な連携を図りながら、相談者に寄り添った支援を行うことが必要です。
- 少子高齢化や子どもの貧困、虐待の増加などが全国的な課題となる状況の中、本市でも子どもや子育て家庭を取り巻く環境が変化しています。このような中で、安心して子どもを産み育てるためには、妊娠、出産、育児の各段階に応じた切れ目のない支援を行うほか、地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、行政、地域、関係機関が相互に連携・協力した包括的な支援の充実を図る必要があります。
- ひとり親家庭が安定した生活を送ることができるよう、経済的な自立や生活環境の改善に向けた支援を継続する必要があります。

※写真・イラスト・空白

施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 【重点事項】 多様な保育サービスの提供	① 家庭環境や就労状況を背景にした多様な保育ニーズに対応しながら、待機児童を生じさせることなく、乳幼児の健全な成長を支える保育サービスを提供します。
(2) 子育て環境の充実	① 母子保健と児童福祉との一体的な相談支援体制の充実を図り、妊娠前から切れ目なく相談者に寄り添い、必要な情報提供や支援を行います。 ② 子育てに関する不安や悩み、貧困、虐待、障がいなどの理由で支援が必要な子どもや子育て家庭に対し、身近な場所で相談支援を提供するほか、地域や関係機関と連携・協力して子育て環境の充実に取り組みます。
(3) ひとり親家庭の自立支援	① ひとり親家庭の保護者が安心して子育てできるよう、関係機関と連携・協力しながら、経済的な自立に向けた資格取得支援や生活の安定に向けた相談支援に取り組みます。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	保育所待機児童数	人	0	0
(2)	こども家庭センターの相談件数	件	3,283	3,300
(3)	高等職業訓練促進給付金受給者のうち就労に至った割合	%	100.0	100.0

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



施策目標

地域とともにある学校で児童生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成し、主体性と思いやりの心を持つ人を育てます。

現状と課題

- 将来の変化を予測することが困難な時代の中で、児童生徒が主体的に自らの手で豊かな人生を切り拓いていける資質・能力を育成する必要があります。
- 時代の変化に応じた教育が受けられるよう、学習環境の整備・充実を図る必要があります。
- 小・中及び義務教育学校共通目標である「目指す 15 歳像」の実現に向け、学校と地域が連携・協働して、9 年間を見通した教育課程の更なる工夫に取り組む必要があります。
- 義務教育学校 3 校の開設に向けた改修工事や経年劣化による学校施設の改修工事を実施しました。今後も、計画的な改修と適切な維持管理が必要です。
- 児童生徒の健全な発達を支えるため、安全で栄養バランスに配慮した給食を提供しています。また、地場産食材の使用も引き続き推進していく必要があります。
- 児童生徒が適切な食習慣を身に付け、生涯にわたる健康づくりの基礎を培う食育の取組が重要視されています。

施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 確かな学力の育成・ 豊かな心の育成・健康と体力の増進	① 児童生徒が確かな学力を身に付け、「主体的・対話的で深い学び」の視点から思考力、判断力、表現力等の資質・能力を育成します。
	② ふるさとを愛する意識を醸成するため、「ふるさと科」を導入します。また、グローバル化に対応する人材を育成するため、外国語指導助手 (ALT) の配置や海外留学疑似体験を通じて英語教育の充実を図ります。
	③ 不登校への対応では、教育支援センターを中心に、学校復帰や社会的自立に向けた支援・指導を行います。いじめ問題については、各学校や教育センターに相談員を配置し、未然防止、早期発見、組織的な対応を行います。

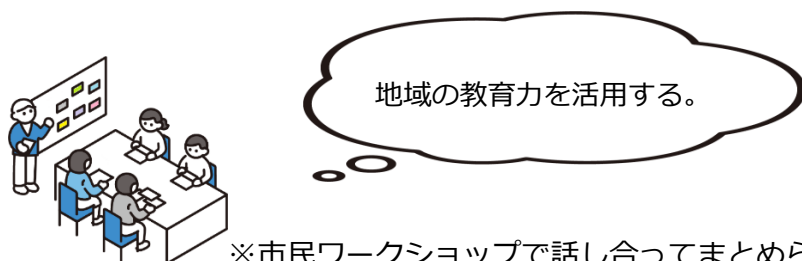
施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(2) 質の高い学校教育 の推進	① G I G Aスクール構想※の実現に向けて、児童生徒が I C Tを活用して授業に取り組める環境を整備するとともに、教職員の資質向上のため、教職員研修の充実を図ります。
(3) コミュニティ・スク ールを基盤とした 小中一貫教育の推 進	① 学校運営協議会と地域学校協働本部が連携・協働し、地域の特色を生かした小中一貫教育を推進します。
(4) 学校施設の適正な 管理	① 安全で快適な学習環境を確保するため、学校施設の適正な維持管理と計画的かつ適切な修繕・改修を進めます。
(5) 学校給食の充実	① 児童生徒の心と体が大きく成長できるよう、安心して安全な学校給食を提供します。また、地場産食材を積極的に採用するとともに、食育の充実を図ります。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	全国学力・学習状況調査における全国平均以上の科目数	科目	4	12
(2)	G I G Aスクール構想実現に向けた進捗状況等に関する調査におけるネットワーク接続状況が「ほぼ円滑に接続」したクラスの割合	%	61.0	90.0
(3)	学校運営協議会及びコミュニティ・スクール研修会、小中一貫教育推進委員会の実施回数	回	37	42
(4)	学校における負傷事故発生件数	件	0	0
(5)	給食に地場産食材を使用した日の割合	%	66.0	70.0

SDG s 達成に向けた「市民や地域の取組」



施策目標

地域と連携・協働した教育の推進により、学校、家庭、地域が一体となり、次世代を担う子どもたちの健全な育成と郷土愛の醸成を図ります。

現状と課題

- 郷土を学び、ふるさとの良さを再発見する「ひ・まわり探検隊事業」では、公民館サークル、市民、企業、大学などによる体験教室や市内の旧跡・寺社・企業を回るスポット探検を行っています。市民ボランティアが企画運営しているため、ボランティアスタッフの継続的な確保と新たな体験教室やスポットの開拓が必要です。
- 青少年を非行や犯罪から守り、安全な地域をつくるため、青少年健全育成関係団体による地域パトロールや薬物等の非行防止キャンペーンなどの啓発を継続していく必要があります。
- スマートフォンの普及により、誰もが簡単に有害な情報に触れたり、SNSでの誹謗中傷や犯罪に巻き込まれたりする危険があります。
- 市内の小学校（義務教育学校前期課程を含む）では、放課後に子どもたちが安心して活動できる拠点として、各地域学校協働本部が放課後子ども教室を実施しています。地域住民が指導者となり、スポーツや文化活動、レクリエーションなどの教室を実施し、地域で子どもを育てる意識を高めています。事業を継続するためには、指導者やボランティアの確保が必要です。

※写真・イラスト・空白

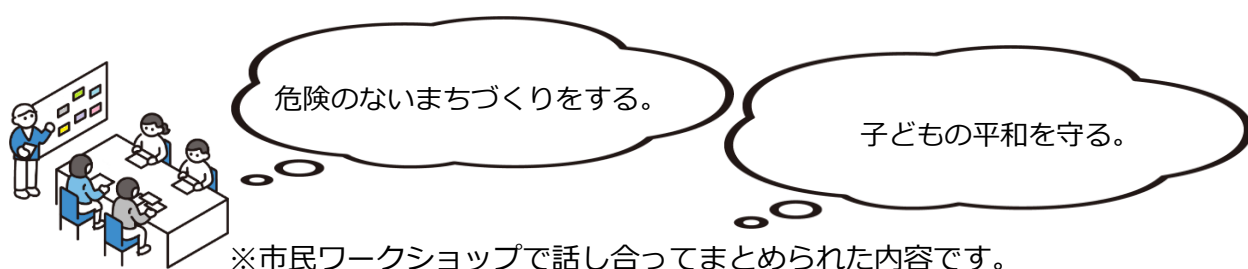
施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 郷土愛の醸成	① 郷土の魅力を再発見するため、歴史や文化、産業を学ぶ機会を提供します。 ② 郷土愛を育むため、講座、イベント等を通じて、歴史や文化、産業に触れる機会を提供します。
(2) 青少年の健全育成	① 学校、家庭、地域が連携して非行防止キャンペーンや地域パトロール、講演会を開催するほか、地域行事での啓発活動を推進します。 ② インターネットトラブルに巻き込まれないようにするため、スマートフォンの正しい使い方の講演会や啓発活動を推進します。 ③ ふるさとの魅力を再発見するため、二十歳のつどいなどの機会を利用し、若者が交流できる場を提供します。
(3) 体験活動・多世代との交流活動の推進	① 地域で子どもを育てるという機運を高めるため、学校、家庭、地域が連携した事業を実施します。 ② 多世代や異学年の交流活動を促進するため、子どもの居場所づくりを進めます。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	ひ・まわり探検隊の参加率	%	14.3	15.0
(2)	地域パトロールの回数	回	389	500
(3)	放課後子ども教室実施日数	日	35	42

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



基本方針4

豊かな自然と調和したまちをつくる



施策目標・評価指標

快適で衛生的な生活環境の確保に努めます。

現状と課題

- 管理できていない空き地の雑草や害虫の発生、犬や猫のフン害やアライグマなどの特定外来生物の防除など、市民からの相談は多様化し、増加しています。一方で、騒音や振動、悪臭などの公害は減少しています。快適な生活環境を確保するためには、市民からの相談に迅速かつ適切に対応していくことが大切です。また、ペットの飼育マナーを啓発したり狂犬病予防注射の接種率を高める必要があります。
- 設置してある浄化槽のうち、合併処理浄化槽は約 75%です。生活排水による河川水質汚濁を防ぎ、快適な生活環境を実現するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を進めていく必要があります。特に法定点検の受検率が全国平均と比べて著しく低いため、適正に維持管理を行うことを周知し、啓発していくことが必要です。

※写真・イラスト・空白

施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 生活環境の保全	① 法律や条例の手続を適正に行うとともに、公害の発生やペットによるかみつき事故などを未然に防ぐことで、安全で衛生的な生活環境を確保します。
	② 空き地の雑草や害虫の発生、特定外来生物の防除など、多様化している市民相談に迅速に対応します。
(2) 河川・水路等の水質保全	① 良好な水環境を確保するため、浄化槽の適正な維持管理を促進し、生活排水による河川等の水質汚濁を防止します。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	狂犬病予防注射接種率	%	75.7	85.0
(2)	浄化槽の法定検査受検率(11条)	%	16.8	33.7

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



昔からの清流を守る。

※市民ワークショップで話し合ってまとめられた内容です。



施策目標

豊かな自然を次世代に引き継ぐため、自然環境の保全や地球温暖化対策を推進します。

現状と課題

- 豊かな自然環境を活用した自然観察会やひだかネイチャーキッズの開催、市民の環境保全活動のサポートを通じて、自然環境の保全を啓発しています。環境保全活動に参加する方の高齢化が進んでいる一方で、環境保全意識の高い若年層の参加が増加していますが、引き続き、多くの方に参加していただけるような工夫が必要です。
- 本市では、令和3年2月の「ゼロカーボンシティ共同宣言」や令和6年3月の「日高市カーボンニュートラルに向けたロードマップ」の策定、令和7年3月の「子供向け脱炭素ロードマップ」の策定など、様々な取組を進めてきました。地球温暖化対策は効果が見えにくいいため、市域を越え、市民や事業者、行政機関など様々な関係者が連携して取り組み、意識啓発していくことが重要です。

※写真・イラスト・空白

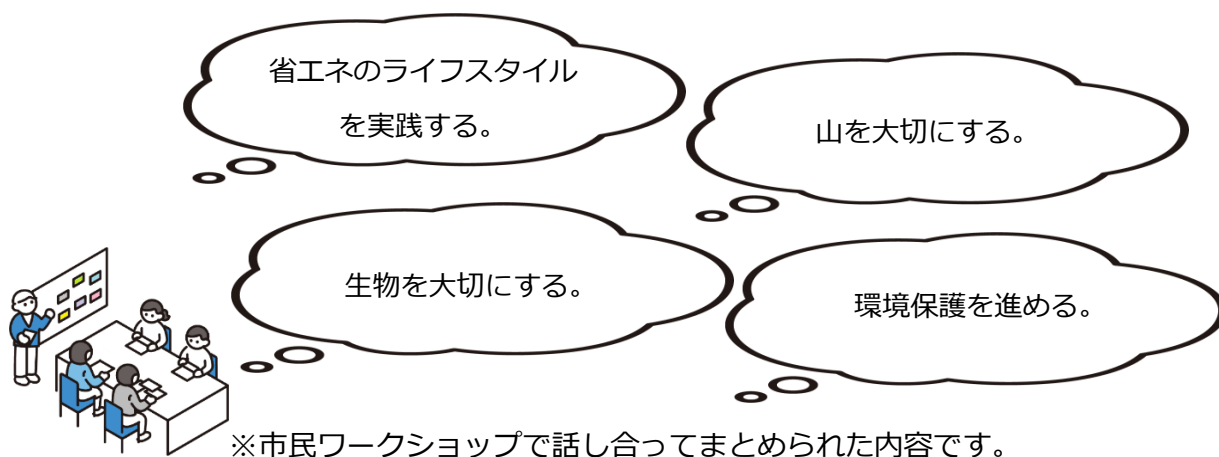
施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 緑と清流の保全	① 日和田山や高麗川を始めとする豊かな自然環境を次世代に継承するため、緑と清流の保全や魅力の発信に努めます。 ② 豊かな自然環境を利用した体験学習やフィールドワークを通じて、環境問題に触れ合う機会を提供します。
(2) 【重点事項】 地球温暖化対策の推進	① 省エネルギー化の推進、再生可能エネルギーの利用促進及び森林の整備・保全・活用の3つの柱とともに、市民、特に小学生への意識啓発や中小企業への脱炭素経営支援を行い、地球温暖化対策を推進します。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	環境学習・イベントの参加者数	人	507	510
(2)	市域における温室効果ガス排出量減少率(2013年比)	%	10.7 (令和4年)	46.0

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」





施策目標

循環型社会構築のため、限りある資源を有効に活用するとともに、衛生的な生活環境を確保するため、市民生活から排出される廃棄物を適正に処理します。

現状と課題

- 人口減少に伴い、令和2年度以降、ごみ総排出量と市民1人当たりの可燃ごみ排出量は減少傾向にあります。しかし、更なる循環型社会の構築には、不要物の再利用等（3R）の推進や廃棄資源の循環ルートの確立が重要であり、限りある資源を有効活用するために啓発活動を継続する必要があります。
- 本市では、可燃ごみをはじめ、市が処理すべき廃棄物のほぼ全てが再生利用されています。
- 様々な消費者ニーズに合わせて生まれる製品や多様化するライフスタイルに合わせ、市で取り扱っていない一般廃棄物の処理を定期的に見直す必要があります。
- 本市は、直営のごみ処理施設を持たず、全てのごみ処理を民間に委託しているため、継続的かつ安定的なごみ処理体制を確保していくことが必要です。また、現在焼却場としての活用を廃止した清掃センターは、地域から早期の解体が望まれています。
- 生活環境を衛生的に保つため、入間西部衛生組合及びし尿収集運搬事業者と連携し、効率的な運営を行う必要があります。

※写真・イラスト・空白

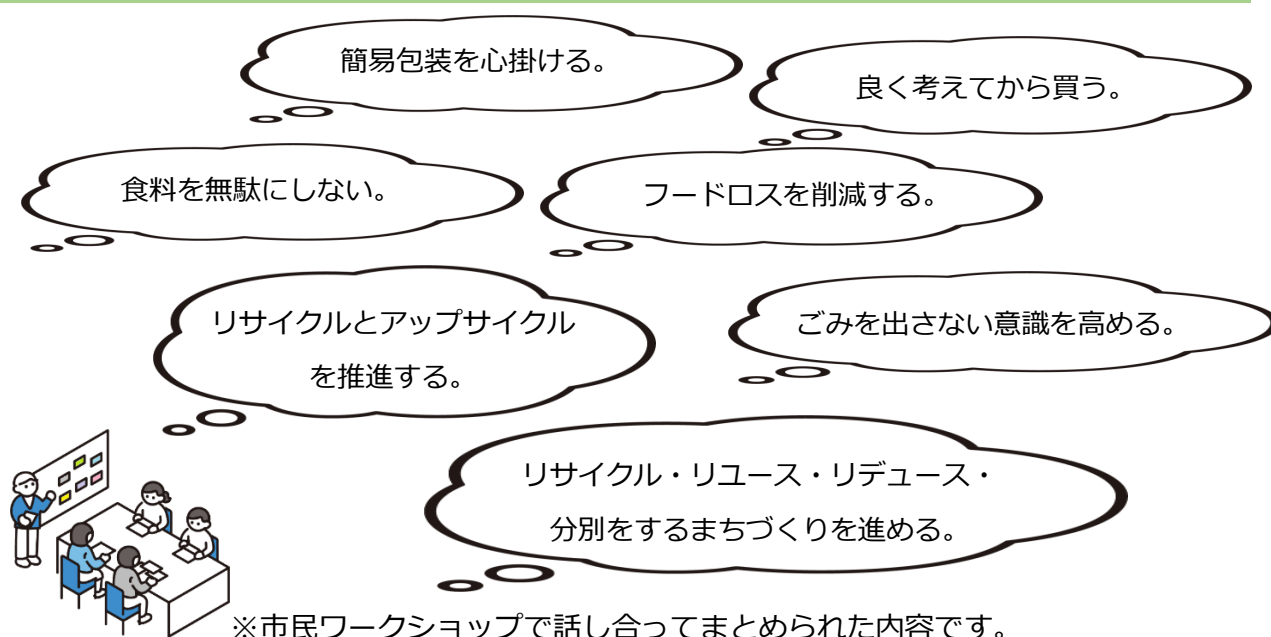
施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) ごみの減量・再資源化の推進	① 家庭ごみや事業者から排出される一般廃棄物を減らすための取組を推進します。 ② 循環型社会構築のため、不要物をごみとして処理するのではなく、3R※を推進することで、限りある資源の有効活用を図るとともに、資源を循環させる取組を推進します。
(2) ごみの適正な処理	① どの年代の方でもごみを出しやすくなるよう、市で回収していない一般廃棄物の処理方法を見直します。 ② 衛生的な生活環境を確保するため、市内で排出されるごみ（一般廃棄物）の継続的な収集・処理体制を確立します。清掃センターについては、今後の利活用を含めた施設の在り方について検討を進めます。
(3) し尿の適正な処理	① 生活環境を衛生的に保つため、入間西部衛生組合及びし尿収集運搬事業者と連携し、し尿の適正処理と施設の効率的運営に努めます。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	ごみ総排出量	t	16,163	14,630
(2)	ごみリサイクル率	%	99.8	99.8
(3)	合併処理浄化槽の設置割合	%	74.9	85.0

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



基本方針5

魅力にあふれ活気に満ちたまちをつくる



施策目標

農地及び山林の有効活用を図り、魅力ある農産物の生産力を高め、農林業の振興に取り組みます。

現状と課題

- 農業従事者の高齢化や後継者等の担い手不足により、農業者が減少し、遊休農地面積が増加しています。農地所有者や農業経営者の意向を把握し、農地を有効に活用する必要があります。また、本市で新規就農相談に対して、数名の就農はありますが、その多くは就農に至っていません。
- 農業者からは、就農を希望する人材のニーズを捉え、本市の農業の魅力を創出するとともに、農業者の収入確保と経営安定を図る施策や支援が求められています。
- 野生動物による農作物被害が増加しているため、個体数調整に取り組むとともに、被害を防止するための研究や対策が必要です。
- 特産品の販売促進と農産物の地産地消を拡大するため、「ひだか de マルシェ」をはじめ、販売及びPRイベントを実施しています。
- 特産品の生産者数の維持と生産量の増加を図るため、担い手の確保や販路の開拓など、生産者の経営安定を図る施策が必要です。
- 定期的な間伐や下草の管理など、適切な維持管理がされていない山林が多く存在しています。山林の機能を保全し、良好な森林環境を維持するため、森林環境譲与税を活用し、所有者の意向を確認しながら適切な維持管理を行う必要があります。
- 山林の維持管理には林業者が必要となるため、林業関係機関等と連携するとともに、新たな担い手が確保できる施策を検討する必要があります。
- 間伐により発生した木材について、再利用が可能な木材を活用できるよう、利用促進を図る施策の検討が必要です。

施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 農業の振興	① 目標地図を活用し、農地の利用促進を図ります。
	② 担い手へ農地を集積し、遊休農地の解消に取り組めます。
	③ 地域計画に基づき、農地の有効活用を図ります。
	④ 担い手の育成及び確保に対する支援を行います。
	⑤ 鳥獣被害を防止するための取組を推進します。
(2) 魅力ある農産物の 生産支援	① 特産品の生産量を確保するための支援を行います。
	② 農産物の地産地消を推進します。
(3) 林業の振興	① 山林の適切な管理を行い、良好な森林環境保全に努めます。
	② 伐採した木材の有効活用を推進します。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	遊休農地面積	ha	73	54
(2)	新規担い手数	人	5	12
(3)	森林間伐面積	ha	101.1	105.0

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



山を大切にする。

※市民ワークショップで話し合ってもらった内容です。

施策目標

市内事業者や市内での創業を支援するとともに、事業者と連携して地域経済の安定的成長と持続的発展を目指します。

現状と課題

- 事業者の撤退や個人商店の閉店が増えており、市内商工業者の発展や活性化が課題となっています。
- 商工業者の中心である商工会と連携し、地域振興、産業の活性化及び雇用・就労のための支援が必要です。
- 事業者への労働環境の改善、雇用機会の創出や就労への支援の拡充が課題となっています。
- 事業者のリモートワークやワーケーション[※]等の導入支援が必要です。
- 民間企業のサテライトオフィスやコワーキングスペース[※]の整備は進んでいませんが、コロナ禍でテレワークが普及しました。多様な働き方のできる環境の実現に向け、調査研究が必要です。

※写真・イラスト・空白

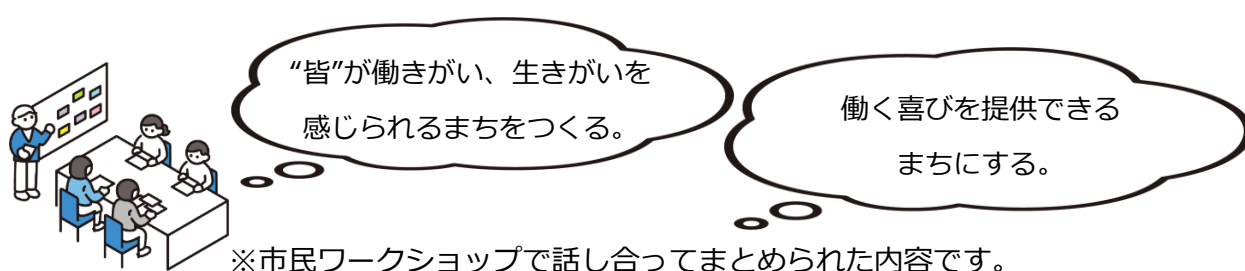
施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 企業への支援	① 新たに事業を始める方への創業支援や事業承継などの支援を実施するほか、資金の融資が必要な事業者の小口融資制度をあっ旋します。
(2) 商工振興活動の支援	① 市内の商工業者を支援するための各種事業を開催します。
(3) 労働環境の改善・就労支援	① 就業の機会創出のため、関係機関と連携し、就労支援セミナーを開催するなど、就労・就業を支援します。
(4) 多様な働き方のできる環境の実現	① 都心から約1時間で往来できることや災害に強い地域であることの利点を生かし、多様な働き方を推進します。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	創業塾参加者数	人	36	45
(2)	就職相談セミナー参加者数	人	56	70
(3)	就労支援セミナー参加者数	人	35	45
(4)	テレワーク相談件数	件	7	15

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



ワーケーション

Work(仕事)とVacation(休暇)を組み合わせた造語

コワーキングスペース

会議室などを共有しながら、それぞれの利用者が作業を行うための環境

施策目標

本市の財産である自然や歴史を生かし、観光地としての魅力を高めます。

現状と課題

- 遠足の聖地としての施設整備や市内の公衆便所の維持管理を行っていますが、施設の老朽化や維持管理にかかる経費が負担となっています。
- 市内には宿泊施設がないため、宿泊を伴う観光を推進するには、県や近隣自治体との連携が必要です。
- 観光客は曼珠沙華開花時期の9月～10月に集中しているため、通年で観光客を獲得する施策が必要です。
- 遠足の聖地の認知度を高めるため、巾着田曼珠沙華公園や高麗郷古民家などの年間を通じた利活用について検討が必要です。

※写真・イラスト・空白

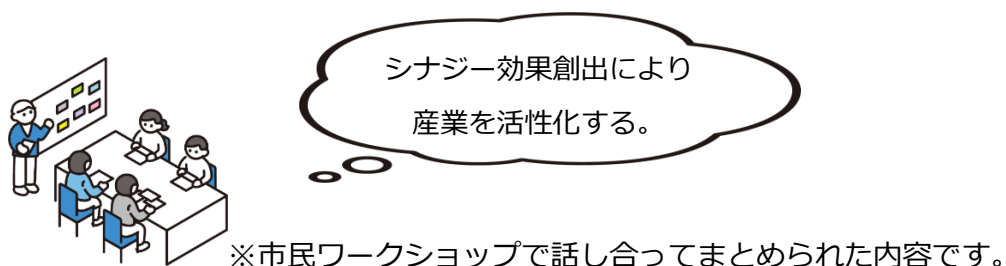
施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 自然と歴史を生かした観光地整備の推進	① 市の豊かな自然と歴史的な財産の魅力を最大限に引き出せる観光地整備を進めます。
(2) 広域で連携した観光の推進	① 県や近隣自治体と連携した広域観光を推進します。
(3) 観光誘客の推進	① より多くの観光客を獲得するため、観光地づくりや魅力の発信を継続します。
(4) 魅力を活用した体験型観光の推進	① 年間を通じての体験型観光メニューを開発するため、研究検討を継続します。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	観光入込客数	千人/年	3,062	3,370
(2)	巾着田年間来場者数	人/年	357,736	394,000
(3)	観光協会ホームページ閲覧数	回	198,839 (令和5年度)	219,000
(4)	体験型観光事業実施件数	件	2	10

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



基本方針6

生涯にわたり生きがいを持って学べるまちをつくる

施策目標

誰もが生涯にわたって、学び支え合う社会の実現に向け、自分の人生において、幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられるものとなるよう、市民の生涯学習を支援します。また、健康で明るく、活力ある市民生活を送れるようスポーツ・レクリエーション活動を支援します。

現状と課題

- 学びの場を通じて、1人ひとりが活躍し、人と人がつながることにより、幸せや生きがいを感じ、学んだ知識や経験が、地域課題等の解決及び地域づくりに生かせることが必要です。
- 小・中・義務教育学校区ごとに設置をした地域学校協働本部では、地域住民と学校が連携し、放課後子ども教室や地域の行事等を地域学校協働活動として推進していく必要があります。
- 高萩公民館の建て替えや高萩北公民館、武蔵台公民館の大規模改修を実施しました。今後も、計画的な改修と適切な維持管理が必要です。
- コロナ禍以前と比べ、公民館の講座や教室の参加者、サークル活動が減少しているため、様々な学習機会の提供や、登録サークルの紹介等の情報発信を強化することが必要です。
- 公民館事業に市民が自主的・自発的に参加するためには、市民の興味、関心の高い講座を開催する必要があります。
- 公民館を地域の活動拠点として、社会教育活動、防災活動、ボランティア活動等をより一層推進する必要があります。
- 公民館において、若年層の利用が少ないため、その年代層をターゲットとした講座や教室を開催し、若年層の利用を促していく必要があります。
- 図書館は、幅広い世代の読書啓発に取り組んできました。引き続き幼少期からの読書促進に努めるとともに、図書館から離れた場所で貸出や返却ができる体制を維持し、利用しやすい図書館のPRに努める必要があります。

施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 生涯学習の推進	① 市民の誰もが自分らしく学べるよう、急速な社会変化に対応した講演会や集会などの学習機会を提供します。 ② 地域の特性に応じた地域学校協働活動を実施するため、地域学校協働本部を支援します。
(2) 公民館の充実	① 安全で快適に公民館活動が行えるよう、施設の適正な維持管理と計画的な修繕・改修を進めます。 ② 市民の学習活動を支援するため、幅広い年齢を対象とした講座や学習成果を発表する機会を提供します。 ③ 市民が自主的・自発的に公民館事業に参加できるよう、魅力のある新たな講座を開催します。 ④ 身近な公民館を地域の活動動拠点とするため、地域学校協働本部による地域学校協働活動を推進します。
(3) スポーツ・レクリエーションの振興	① 施設の利用について、指定管理者と協力し、より利用しやすい施設運営を推進します。 ② 多世代が楽しく参加できる大会及び教室とするため、ニーズの把握に努めます。
(4) 読書に親しめる環境の整備	② 幅広い世代が読書を楽しむ機会を創出できるよう、図書館のPRを行うとともに、市民が利用しやすい図書館の整備に努めます。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	地域学校協働活動推進委員会議開催回数	回	3	3
(2)	新規講座数(累計)	講座	46	250
(3)	スポーツ教室・大会への参加者数	人	5,502	5,600
(4)	市民1人当たりの貸出冊数	冊	4.9	6.0

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



施策目標

先人が築き上げてきた郷土の歴史や伝統を次世代に継承し、学びの提供を行うとともに、充実した芸術文化活動への参加機会を提供します。

現状と課題

- 民俗芸能など市内に長く伝えられてきた伝統と郷土の歴史を後世に引き継ぐため、今後も文化財の保存・活用に努めていくことが必要です。
- 「ひだか歴史名勝ナビ」の公開や文化財説明板設置の拡充、歴史講座の開催などを通じて、市の歴史や文化財を市内外の方々に広くPRしていく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、市民の芸術文化活動が減少しています。芸術文化活動を活性化するため、文化団体連合会の活動支援を継続していく必要があります。
- 市民が自主的・自発的に芸術文化活動に参加するためには、美術展をはじめ、発表・展示する機会を提供する必要があります。

※写真・イラスト・空白

施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 文化財の保護・活用	① 市内の文化財全体を保存・活用するためのマスタープランである日高市文化財保存活用地域計画を策定し、地域総がかりで文化財を守り伝えていく体制の構築を目指します。
	② 日高の歴史や文化財をより知ってもらえるよう、国史跡高麗石器時代住居跡や発掘調査成果、民俗資料を活用し、幅広い世代にPRしていくための整備を進めます。
	③ 文化財所有者や管理者が高齢化し、世代交代が進む中で、文化財の管理や防災体制が維持できるよう努めます。また、市が保管している資料についても安全な管理体制を堅持していきます。
(2) 芸術・文化の振興	① 芸術・文化の振興を図るため、文化団体連合会の活動を支援します。
	② 文化祭や美術展など、市民の自主的な芸術・文化活動の発表の場を提供します。
	③ 質の高い芸術・文化に触れる機会を提供します。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	文化財説明板への二次元コード設置数	か所	14	20
(2)	市美術展の出品数	点	184	200

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



地域の教育力を活用する。

※市民ワークショップで話し合っまとめられた内容です。

基本方針7

信頼される行政運営を推進するまちをつくる

施策目標

市民参加活動や地域コミュニティ活動を活発にするとともに、行政情報の発信や広聴活動の充実により、行政と市民との情報共有を図ります。

現状と課題

- 「日高市市民参加条例」に基づき、市民がまちづくりの主役として積極的に市政に参加し、市民の意向を市政に反映できるよう、市民参加を推進していく必要があります。また、地域社会におけるボランティアや市民活動の振興を図るため、日高市社会福祉協議会と協力し、ボランティア・市民活動支援センターの機能を強化する必要があります。
- 価値観の多様化により自治会等への加入率は年々低下して地域のつながりが希薄化し、地域コミュニティが減退傾向にあります。一方で各地域では、地域の特色を生かした活動や課題の解決に向けた取組も行われています。豊かで住みよい地域社会の形成のみならず、災害時の協力体制づくりなど、地域のつながりを向上させ、持続可能な地域活動を推進するため、自治会等への加入や地域活動への参加を促進するとともに、活動拠点となる自治会館等の整備を支援していく必要があります。
- 広報ひだかや市ホームページ、SNSなどを活用し、市民の特性に応じた市政情報の提供やリアルタイムに魅力的な情報発信を行っていくとともに、市民提案箱やお問い合わせフォームを通じて市民からの意見を広く受け付け、市政に反映させる必要があります。
- 市政の透明性を高めるため、公文書の適切な整理・保管をするとともに、情報公開条例に基づく公文書の開示の求めに対して適正に対応し、市民への説明責任を果たしています。また、個人情報適切に管理するとともに、個人情報の保護に関する法律に基づき、制度の適正な運用に努めています。

施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 【重点事項】 市民参加の推進と ボランティア・市民 活動の振興	① 市民参加条例に基づいて市民参加を推進します。また、社会福祉協議会と協力し、ボランティア・市民活動支援センターの機能を強化し、ボランティアや市民活動を振興します。 ② 市民の模範となる功績があった個人や団体に対し、表彰状や感謝状を贈呈します。
(2) 地域コミュニティ 活動の促進	① 地域におけるつながりを高め、様々な地域課題を解決し、安心して暮らしやすいまちづくりを進めるため、自治会等の活動を支援します。 ② 多様な人材や団体が協働して事業を実施するコミュニティ協議会に対し、活動支援や補助金を交付し、地域のコミュニティづくりを推進します。
(3) 広報広聴・情報発信・ 情報公開の推進	① 市からのお知らせや市民が必要とする情報を分かりやすく発信します。また、市民からの意見や提言を広く受け付け、市政に反映できるよう努めます。 ② 公文書の適切な整理・保管をするとともに、情報公開条例に基づく公文書の開示の求めに対して適正に対応します。また、個人情報適切に管理するとともに、個人情報の保護に関する法律に基づき、制度の適正な運用を図ります。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	ボランティア登録団体数	団体	113	118
(2)	区長要望対応率	%	97.5	98.0
(3)	ホームページ閲覧数	回	1,460,848	1,461,000

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



市民の積極的な市政への参加

※市民ワークショップで話し合ってもらった内容です。

施策目標

時代のニーズを踏まえ、持続可能で効率的な行政運営を目指します。

現状と課題

- 行政事務が複雑化、多量化しているため、持続可能な行政運営への転換と行政サービス向上のため、業務改善が必要です。
- 効率的かつ的確な事務執行のため、適切な事務分担と職員のスキル向上・育成が必要です。
- 紙の資料を電子化するなど、効率的な行政運営の方法を検討していく必要があります。
- 人口減少や少子高齢化が進行する中、新たな行政課題や多様な市民ニーズに的確に対応するため、組織の見直しと適正規模の人員配置に努めています。組織体制の見直しに加え、事務事業の集約化を検討し、職員数と業務量のバランスを図っていく必要があります。
- 市内外の若い世代や子育て世帯をターゲットにして市の魅力をPRしたほか、SNSの活用やイベントの開催などを通じて「住みたい・住み続けたい」と思う人を増やす取組を行っています。引き続き市外の方への効果的な情報発信についての研究が必要です。
- 職員勤続年数構成は、勤続10年未満の職員と25年以上の職員が多いひょうたん型となっているため、知識やスキル、ノウハウの継承が課題です。社会情勢の変化や市政の課題に迅速かつ適切に対応できる職員を育成するため、職員の能力開発や長期的視点に立った人事管理体制が必要です。
- 近隣自治体と公の施設の相互利用を継続しています。また、包括連携協定を締結している民間企業、大学との協働事業は増加傾向にあります。地域社会の活性化に向けた取組を行っていくためには、各主体（産・学・官）の目的やニーズを互いに理解し、円滑な合意形成を図る必要があります。
- 市民ニーズに対応するため、ICTを活用し、効率的な行政運営に取り組むとともに、適切な情報セキュリティを維持する必要があります。
- 電子申請やキャッシュレス決済等、デジタル化による行政サービスの向上に取り組んでいますが、デジタル上で全てが完結できない手続も存在します。利用者の目線に立ったサービスの提供やシステム、ツールの導入について検討が必要です。
- 市民が抱える悩みや困りごとは、複雑化・多様化しており、これらの問題に対応するため、専門家による相談の機会を継続的に提供する必要があります。
- マイナンバーカードによる証明書のコンビニ交付サービス利用者を拡大するため、マイナンバーカードの保有率を向上させる必要があります。

施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 持続可能な行政運営の推進	① 事務事業の見直しや効率化を図ることで、行政改革を推進し、適切な事務執行に努めるとともに、PDCAサイクルを活用して迅速な改革を図ります。また、新たな課題や変化に対応するため、柔軟で結束力のある組織体制を構築します。

(2) 移住・定住の促進	① 「住みたい、住み続けたい」と思う人を増やすため、市内外の若い世代や子育て世帯に向けて、本市の様々な魅力を活用し、市ホームページやSNSなどで情報発信し、移住・定住を促進します。
(3) 広域行政・産学官連携の推進	① 新たな人の流れを生む魅力あるまちづくりを実現するため、近隣自治体と柔軟に連携を図ります。 ② 民間企業や大学とのコミュニケーションを強化して共通の目的を明確にし、連携した取組を推進します。
(4) 【重点事項】 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進・情報セキュリティの強化	① 市民が利用しやすいデジタルサービスの提供を進め、行政手続のオンライン化を推進します。ICTやAI技術を活用し、市民が時間や場所を問わず手続を行える環境を整えます。また、マイナンバー制度や情報連携を強化し、効率的で迅速な行政運営を実現します。 ② 情報セキュリティを強化し、市民の個人情報や行政情報の保護を徹底します。職員に研修を行い、市民が安心して利用できる安全なサービスを提供します。 ③ 日高市DX推進基本方針及び日高市DX推進計画に基づき、DX推進に係る施策に計画的に取り組めます。
(5) 市民サービスの向上	① 市民が抱える悩みや困りごとの解決を支援するため、関係機関と連携し、相談に応じる機会の充実を図ります。 ② 市民が利用しやすい窓口にするため、窓口の混雑を緩和し、市民サービスの質の向上及び業務の効率化に努めます。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	後期基本計画における「施策の展開」の成果指標達成率	%	66.3	100.0
(2)	移住・定住支援件数	件	18	20
(3)	産学官連携事業数	事業	134	140
(4)	オンライン手続利用率	%	34.0 (令和5年度)	60.0
(5)	証明書コンビニ交付サービスの件数	件	10,314	12,000

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



誰もが気軽に相談できる
社会にする。

※市民ワークショップで話し合っまとめられた内容です。



施策目標

健全で効率的な財政運営を行います。

現状と課題

- コロナ禍による事業の中止や縮小、国税収入の増加に伴う地方交付税の増加により、財政調整基金※残高は一時的に大きく増加し、経常収支比率は低下しました。しかし、コロナ禍以降、物価高騰、賃金増加、金利上昇により、税収の増加を上回って経常的な経費が増加傾向となっているため、財政の硬直化と基金残高の減少が懸念されます。
- 公共調達の透明性、公平性、競争性の向上のため、令和5年度から「土木施設維持管理」の入札を埼玉県電子入札共同システムに変更し、令和7年度から「物品等」についての入札も同システムに変更しました。
- 生産年齢人口の減少により、税収の確保が難しくなると予想されます。今後も健全な財政運営を継続するため、安定した税収の確保及び適正な課税を推進していく必要があります。
- 市税の徴収率は、令和元年度は97.5%でしたが、前期基本計画初年度の令和3年度は、98.0%と目標を上回り、令和4年度98.4%、令和5年度98.5%と年々向上しています。今後も税の公平性を確保し、収納率の維持・向上に努めていく必要があります。
- ふるさと納税の寄附受入金額は年々減少傾向にあります。返礼品のニーズを把握するなど、自主財源の確保に努めることが必要です。
- 企業版ふるさと納税制度の積極的な活用により、自主財源の確保に努めました。引き続き自主財源の確保が期待できます。
- 教育施設の統廃合により公共施設の面積は減少していますが、公共施設の老朽化は進行しており、維持管理費用の増加が危惧されます。公共施設の老朽化に対処するためには、質と量の最適化を図り、計画的な整備・更新と財源の確保が必要です。
- 公有財産の適正な維持管理が必要です。市が保有する未利用財産については、売却や有効活用を積極的に進め、市の歳入増加や維持管理費の削減を図る必要があります。

施策の展開

施策の展開名	基本的な取組
(1) 健全な財政運営の推進	① 過度な将来負担を防ぐため、市債残高の抑制と財政措置のある有利な地方債の借入に努めます。 ② 年度間における財源不均衡の調整等のため、基金残高の確保に努めます。 ③ 市民の信頼を確保するため、適正かつ効率的な財務事務の執行に努めます。
(2) 財源の確保	① 安定的な税収の確保に向け、市税の納期内納付を推進します。また、滞納者に対しては、納税者との不公平が生じないように、積極的に滞納処分を行います。 ② ふるさと納税制度と企業版ふるさと納税制度を積極的に活用し、市の魅力をPRするとともに、自主財源の確保に努めます。
(3) 公有財産等の適正な維持管理	① 安心、安全で持続可能な公共施設等の維持を実現するため、公共施設等を適正に維持管理します。 ② 市民の利便性を確保しながら、少子高齢化等の社会動向に応じた公共施設の再編を行い、施設総量の最適化やライフサイクルコスト※の縮減を図ります。 ③ 維持管理費の削減等を図り、市民サービスへ還元するため、市が保有する未利用財産の売却や有効活用を進めます。

成果指標

No.	指標名	単位	現状値	目標値
			令和6年度(2024)	令和12年度(2030)
(1)	将来負担比率※	%	—	350%未満
(2)	市税の徴収率	%	98.5	98.6
(3)	公共施設の面積	m ²	120,827.55	114,786.17 (5%削減)

SDGs達成に向けた「市民や地域の取組」



市民の積極的な市政への参加

※市民ワークショップで話し合っまとめられた内容です。

財政調整基金

地方公共団体が年度間の財源の変動に備えて積み立てる基金

ライフサイクルコスト

計画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額

将来負担比率

地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの

Ⅲ 資料編

- ・ 第6次日高市総合計画後期基本計画策定経過
- ・ 第6次日高市総合計画後期基本計画策定における市民参加
- ・ 指標一覧表